２　申請書の記載方法

1　作成に当たって

許可申請書は、申請者が許可の要件に合致するかを判断するものですので、誤りや記入漏れ等のないように、正確に記載してください。書類の記載事項に不備があったり、申請内容に疑義が生じたりした場合は、申請書の補正や資料の追加提出を求める場合があります。

また、建設業法１３条により許可申請書類等は公衆の閲覧に供されることになりますので、文字は丁寧に記載してください。

2　一般的注意事項

（1）各申請書の□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）内に記入する場合には、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

・濁音、半濁音を含む文字は１文字として記入　　例）イ バ ラ キ

・「数字」は右詰めで記入　　例）□ □ 4 0 0 0

・「文字」は左詰めで記入　　例）茨 城 建 設 （ 株 ） □ □

（2）特に記載例に指示がない場合、各様式の「申請者」・「届出者」の欄には会社名、所在地及び代表者名を記入すること。

（3）法定書類はすべてＡ４用紙で作成すること。

（4）手書きの場合、文字は黒のボールペン又はペンで、楷書で記入すること。

（5）訂正は２本線で抹消する方法により行うこと。

（6）申請書は、本店を所管する土木事務所に持参して提出すること。なお、土木事務所で申請書の確認をするので、提出の際は、申請内容を十分理解し、間違いを修正できる者が持参すること。

（7）申請書は、法定書類（閲覧書類）、法定書類（非閲覧書類）、確認資料に分けて提出すること。

※閲覧書類と非閲覧書類の区分は、２６頁「許可申請書（法定書類）一覧（閲覧・非閲覧別）」の「閲覧・非閲覧の別」を参照）

提出部数：３部（正本１部、写し２部※）※１部は、許可通知書交付時に返却いたします。

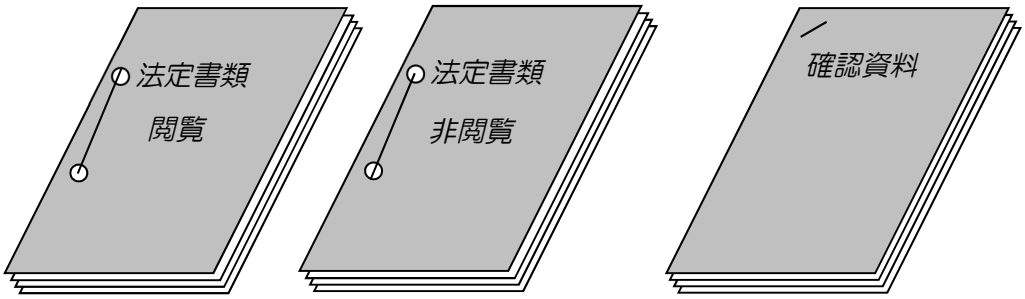

・閲覧と非閲覧に分けること
・表紙等は不要
・左側をひも綴じにすること。
・法定書類以外のものを綴じないこと。

・ホッチキス・クリップ等で確認資料ごとにまとめること。

３ 財務諸表（様式第15号～第19号）の作成について

財務諸表の作成に当たっては、次の点に注意してください。

（１）財務諸表は、下表の区分に従って、作成すること。

	株式会社	特例有限会社	その他の法人	個人
第１５号　貸借対照表	○	○	○	－
第１６号　損益計算書、完成工事原価報告書	○	○	○	－
第１７号　株主資本等変動計算書	○	○	○	－
第１７号の２　注記表	○	○	○	－
第１７号の３　附属明細書	※1	－	－	－
第１８号　貸借対照表	－	－	－	○
第１９号　損益計算書	－	－	－	○
事業報告書 ※2	○	－	－	－

※1　附属明細表は資本金１億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が２００億円以上の株式会社（特例有限会社を除く）が対象

※2　事業報告書は任意の様式になります。営業の概況（当期の営業の成果、対処すべき課題等）や会社の概況（主要な事業内容、主要な営業所等、従業員の状況等）を記載してください。

（２）記入する際は、千円未満切り捨てで記載すること（ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合「千円」とあるのは「百万円」として記載すること）。

（３）経営事項審査を申請する場合は、「税抜き方式」で作成すること。ただし、消費税免税事業者においては「税込み方式」で作成すること。

（４）新規設立（事業開始）で、決算期未到来の場合、下図にならい、開始貸借対照表を作成すること。

（法人の場合）

設立の日を記入

開始貸借対照表

商号

年　月　日現在

単位：（千円）

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		株主資本	
現　金	5,000	資本金	5,000
合　計	5,000	合　計	5,000

（個人事業主の場合）

事業開始の日を記入

開始貸借対照表

商号

年　月　日現在

単位：（千円）

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産			
現　金	5,000	期首資本金	5,000
合　計	5,000	合　計	5,000

第１号　建設業許可申請書

主たる営業所と登記上の本店（個人は住民票上の住所）の所在地が異なる場合は、二段書きする。
（登記（住民票）上）〇〇〇市△△町・・・
（営業所）　　〇〇〇市◇◇町・・・

この申請書により許可を申請する者のほかに申請書又は添付書類を作成した者がある場合（代理申請の場合）は、申請者に加え、その者の住所、氏名も記載する。

様式第一号（第二条関係）

0 0 0 0 1

建　設　業　許　可　申　請　書

不要なものは消す。

1．建設業の許可を申請します。
2．添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

申請者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役社長　茨城　太郎

記入しないこと。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県知事　殿

代理人

行政庁側記入欄

	項番		大臣知事コード	
許可番号	01			国土交通大臣 知事 許可（般 特 － ）第　号　令和　年　月　日（許可年月日）
申請の区分	02			1．新規　2．許可換え新規　3．般・特新規　4．業種追加　5．更新　6．般・特新規＋業種追加　7．般・特新規＋更新　8．業種追加＋更新　9．般・特新規＋業種追加＋更新
申請年月日	03			令和　年　月　日

許可の有効期間の調整　（1．する　2．しない）

この申請書により、すでに受けている許可の全部を同時に更新し、許可の有効期間を一本化する場合は「1」を記入し、それ以外の場合は「2」を記入すること。

一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次頁の記載要領に示された略号のカラムに記入すること

04	建設業の許可を受けている建設業	22 2 1 2 1 2
05	建設業の許可を受けている建設業	22 2 1
06	名称（カナ）	イバラキケンセツ
07	名称	茨城建設（株）
08	法人の代表者（カナ）	イバラキ タロウ
09	法人の代表者の氏名	茨城 太郎
10	所在地 市区町村コード	08201　都道府県名 茨城県　市区町村名 水戸市
11	所在地	笠原町978－6
12	郵便番号	－　電話番号
	ファックス番号	029－301－4339
13	法人の個人の別	1．法人　2．個人：1　資本金額又は出資総額 40000（千円）　法人番号 5555555555
14	兼業の有無	1．有　2．無：2　建設業以外に行っている営業の種類
15	許可換えの区分	1．大臣許可→知事許可　2．知事許可→大臣許可　3．知事許可→他の知事許可
16	旧許可番号	大臣知事コード　国土交通大臣 知事 許可（般 特 － ）第　号　旧許可年月日　令和　年　月　日

法人の種類を表す略号を用いて記入すること。

カタカナで記入し、濁音又は半濁音を含む文字は１文字として記入する。法人の種類を表す略号にはフリガナを振らないこと。

カタカナで記入し、濁音又は半濁音は１文字として記入する。姓と名の間に１カラムあけて記入すること。

主たる営業所の所在する市町村コードを記入すること（記載要領参照）。

市町村コードによってあらわされる市町村に続く町名、地番を記入すること（市町村名は記入しない。「丁目」、「番」、「号」については「－（ハイフン）」を用いて記入すること。「大字」「字」の文字は省略する。

千円単位（千円未満切捨て）で、右詰めで記入すること（個人の場合は記入不要）。

法人の場合、法人番号を記載

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第２号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先
所属等　総務課　氏名　水戸　花子　電話番号　029－301－0000
ファックス番号　029－301－0001

申請内容にかかる行政庁からの質問等に応答できるものについて、その所属、氏名、電話番号、FAX 番号を記入する。

項番１５、１６は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し、新規に許可を申請する場合に記入すること
「旧許可番号」及び「旧許可年月日の欄は 0 0 1 2 3 4 のように空位のカラムには「０」を記入し、許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入すること。

記載要領

1 「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業□□のように左詰めで記入すること。

5 0 2「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。

6 0 4「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

7 0 5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。

なお、更新の申請の場合は、0 4「許可を受けようとする建設業」の欄及び0 5「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。

8 0 6「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はペのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

9 0 7「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 （ 株 ） A 建 設

B 建 設 （ 有 ） □)

種類	略　号
株　式　会　社	（株）
特 例 有 限 会 社	（有）
合　名　会　社	（名）
合　資　会　社	（資）
合　同　会　社	（合）
協　同　組　合	（同）
協　業　組　合	（業）
企　業　組　合	（企）

10 0 8「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はペのように1文字として扱うこと。

11 0 9「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12　1 0「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

０８２０１	水戸市
０８２０２	日立市
０８２０３	土浦市
０８２０４	古河市
０８２０５	石岡市
０８２０７	結城市
０８２０８	龍ヶ崎市
０８２１０	下妻市
０８２１１	常総市
０８２１２	常陸太田市
０８２１４	高萩市
０８２１５	北茨城市
０８２１６	笠間市
０８２１７	取手市
０８２１９	牛久市
０８２２０	つくば市

０８２２１	ひたちなか市
０８２２２	鹿嶋市
０８２２３	潮来市
０８２２４	守谷市
０８２２５	常陸大宮市
０８２２６	那珂市
０８２２７	筑西市
０８２２８	坂東市
０８２２９	稲敷市
０８２３０	かすみがうら市
０８２３１	桜川市
０８２３２	神栖市
０８２３３	行方市
０８２３４	鉾田市
０８２３５	つくばみらい市
０８２３６	小美玉市

東　茨　城　郡	
０８３０２	茨城町
０８３０９	大洗町
０８３１０	城里町

那　珂　郡	
０８３４１	東海村

久　慈　郡	
０８３６４	大子町

稲　敷　郡	
０８４４２	美浦村
０８４４３	阿見町
０８４４７	河内町

結　城　郡	
０８５２１	八千代町

猿　島　郡	
０８５４２	五霞町
０８５４６	境町

北　相　馬　郡	
０８５６４	利根町

13　1 1「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □ のように記入すること。

14　1 2 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

15　1 3 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16　1 5「許可換えの区分」の欄並びに1 6「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「知事大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

第１号　建設業許可申請書別紙１

別紙一　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

令和 ○ 年 ○月 ○ 日

役員等の氏名及び役名等		
氏　　　　名	役　名　等	常勤・非常勤の別
イバラキ　タロウ 茨城　太郎	代表取締役	常勤
ミ　ト　ハナコ 水戸　花子	取締役	常勤
カサハラ　イチロウ 笠原　一郎	取締役	非常勤

「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。なお、「取締役」と「株主等」が同一人である場合は、「取締役」と記載する。

「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画の下に常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

取締役（株式会社等）、執行役（委員会設置会社）、業務を執行する社員（持分会社）、理事等（法人格のある組合等）、顧問、相談役、総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）又は、名称・役職の如何を問わず取締役等と同等以上の支配力を有する者について記載する。
執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は役員等に該当しないので記載しない。

1　法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2　「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

第１号　建設業許可申請書別紙２（１）

別紙二（１）　　（用紙Ａ４）

記入しないこと。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区　　分　　項番 3　8 1 1

許　可　番　号　　項番 3　8 2　大臣知事コード

国土交通大臣知事 許可（般特－　）第　　号　　許可年月日　令和　年　月　日

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ　ホンテン　本店

営業しようとする建設業　8 3　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

2 2 2 1 2 1 2

（１．一般　２．特定）

変更前　2 2 2 1

主たる営業所には建設業を営む営業所を総括し、指揮監督する権限を有する１箇所の営業所（通常は本社、本店等）を記載すること。用紙が２枚以上にわたる場合、２枚目以降は主たる営業所の情報は記載不要。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　フリガナ　ツクバエイギョウショ　つくば営業所

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　0 8 2 2 0　都道府県名　茨城県　市区町村名　つくば市

従たる営業所の所在地　8 6　○ ○ 町 ○ ○

郵便番号　8 7　3 0 5 － 0 0 0 0　電話番号　0 0 0 － 0 0 0 － 0 0 0 0

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

2 2 2 2

（１．一般　２．特定）

変更前　2 2 2

従たる営業所には建設工事についての見積もり、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をすべて記載すること。
工事現場に臨時に置かれる工事事務所、作業所等は該当しない。

知事許可業者で、従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合、「該当無し」と記載。

業種追加、般特新規の場合、営業しようとする建設業が変更にならない営業所については、記載不要。
業種追加、般特新規と更新を同時申請する場合、別紙２（１）に、業種追加等により営業しようとする建設業が変更となる営業所の情報を記載し、別紙２（２）に更新に係る営業所の情報を記載する。

従たる営業所の名称　8 4

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

（１．一般　２．特定）

変更前

記載要領

1　太線の枠内には記入しないこと。

2　□□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。

3　8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4　8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

０８２０１	水戸市
０８２０２	日立市
０８２０３	土浦市
０８２０４	古河市
０８２０５	石岡市
０８２０７	結城市
０８２０８	龍ヶ崎市
０８２１０	下妻市
０８２１１	常総市
０８２１２	常陸太田市
０８２１４	高萩市
０８２１５	北茨城市
０８２１６	笠間市
０８２１７	取手市
０８２１９	牛久市
０８２２０	つくば市

０８２２１	ひたちなか市
０８２２２	鹿嶋市
０８２２３	潮来市
０８２２４	守谷市
０８２２５	常陸大宮市
０８２２６	那珂市
０８２２７	筑西市
０８２２８	坂東市
０８２２９	稲敷市
０８２３０	かすみがうら市
０８２３１	桜川市
０８２３２	神栖市
０８２３３	行方市
０８２３４	鉾田市
０８２３５	つくばみらい市
０８２３６	小美玉市

東　茨　城　郡	
０８３０２	茨城町
０８３０９	大洗町
０８３１０	城里町

那　珂　郡	
０８３４１	東海村

久　慈　郡	
０８３６４	大子町

稲　敷　郡	
０８４４２	美浦村
０８４４３	阿見町
０８４４７	河内町

結　城　郡	
０８５２１	八千代町

猿　島　郡	
０８５４２	五霞町
０８５４６	境町

北　相　馬　郡	
０８５６４	利根町

5　8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、４により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □ のように記入すること。

6　8 7 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

第１号　建設業許可申請書別紙２（２）

この様式は、許可の更新の際に使用する。

別紙二（２）　　（用紙Ａ４）

営　業　所　一　覧　表　（　更　新　）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所	本店	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6 TEL 029-301-4334	土・建・と	板
従たる営業所	つくば営業所	〒305-0000 茨城県つくば市〇〇町〇〇 TEL 000-000-0000	土・建・と	
			更新の業種のみ記載する。	
	従たる営業所がない場合（主たる営業所のみ）、「該当なし」と記載する。			

1　「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。

2　「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

第１号　建設業許可申請書別紙３

別紙三（第二条関係）

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

２１頁の「申請手数料」の区分に従い、添付する。

※茨城県知事許可の場合は、茨城県収入証紙

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の２第１項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第５項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

第１号　建設業許可申請書別紙４

別紙四

営業所技術者等一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名（フリガナ）	建設工事の種類	有資格区分
本店	茨城（イバラキ） 太郎（タロウ）	土－9	13
		と－9	〃
		解－9	〃
	茨城（イバラキ） 健一（ケンイチ）	建－9	20
		板－7	〃
	久慈（クジ） 雄介（ユウスケ）	機－2	01
	梅田（ウメダ） 吾郎（ゴロウ）	園－4	02
つくば営業所	大嶋（オオシマ） 雅史（マサシ）	土－9	13
		と－9	〃
		建－9	37
	筑波（ツクバ） 仁（ヒトシ）	管－9	29

記載要領（６０頁）の表に従い、業種の略号と技術者の区分をハイフンで結んで記載する。

記載要領（１３２頁以降）の別表二を参照し、有する資格に対応するコード記載する。

記載要領

1　「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等)」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（　）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

●一般建設業

条文	内　　容	コード
法第７条第２号イ	指定学科卒業＋実務経験	「1」
法第７条第２号ロ	１０年間の実務経験	「4」
法第７条第２号ハ	国家資格等、複数業種の実務経験	「7」

●特定建設業

条文	内　　容	コード
法第 15 条第 2 号イ	国家資格等	「9」
法第 15 条第 2 号ロ	指定学科卒業 ＋実務経験（第７条第２号イ） ＋指導監督的実務経験	「2」
	10 年間の実務経験(第７条第２号ロ) ＋指導監督的実務経験	「5」
	国家資格等（第７条第２号ハ） ＋指導監督的実務経験	「8」
法第 15 条第 2 号ハ	大臣認定（指定建設業） （１５条第２号イと同等）	「3」
	大臣認定（指定建設業以外） （１５条第２号ロと同等）	「6」

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

2　「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第７条第２号及び法第 15 条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第 15 条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

※記載例１
（すべての完成工事に係る完成工事高が合計額の７割に達した場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記） 主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期 着工年月	完成又は完成予定年月
A	××工事事務所	元請	JV	××地区盛土工事（○○・△△特定JV）	茨城県水戸市	甲野一郎		レ	105,00 (150,000) 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
B	北海道開発	〃		△△団地地盤改良工事	〃	乙田太郎（丁谷奈々）		監理技術者補佐配置	60,000 千円			月
C	A	〃		A邸外構工事	〃	丙川二郎	レ		3,200 千円			月
D	関東建設	下請		○○川掘削工事	〃				8,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
E	北陸産業	〃		△ビル新築工事のうち外構工事	〃	甲田五郎丸	レ		7,500 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
F	中部塗装	〃		□□アパート改築工事のうち足場設置工事	〃	乙崎又三郎	レ		6,300 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
G	近畿組	〃		◇◇工業工場外構工事	〃	丙田四郎	レ		5,100		令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
H	中国建築	〃		国道△△号道路法面保護工事	〃	乙崎又三郎	レ		千円	千円		○年 ○ 月
I	四国道路	〃		☆☆ビル新築工事のうち型枠工事	〃	特定専門工事のため配置なし			1,800 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
										千円	令和 年 月	令和 年 月
J				元請　他28件					64,800 千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
K				下請　他15件					6,300 千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
						小　計		52 件	270,000 千円	千円	うち 元請工事 233,000 千円	千円
						合　計		52 件	X 270,000 千円	千円	Y うち 元請工事 233,000 千円	千円

監理技術者補佐を配置した場合は，監理技術者補佐を監理技術者の下に()書きで記載し，「監理技術者補佐配置」と記入

個人名が特定できないように記載

1．元請工事にかかる完成工事の合計金額の7割超まで記載

建設業法第26条の3に該当し，主任技術者を配置しなかった場合は「特定専門工事のため配置なし」と記入

2．記載額がすべての完成工事高の合計額の7割を超えたため，元請・下請別に「他○○件」とし，件数及び合計額を記載して終了

A～Cの合計額　≧　Yの7割

A～Iの合計額　≧　Xの7割

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～C+J)

ページごとの完成工事高の合計額(A～K)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

・・・「軽微な工事」

61

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

※記載例２（１ページ目）　（用紙Ａ４）
（元請工事で軽微な工事が１０件に達した場合）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者	監理技術者	請負代金の額 うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部		工期 着工年月	完成又は完成予定年月
A	D	元請		○○地区盛土工事	茨城県水戸市	甲野一郎	レ		9,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
B	C	〃		C邸外構工事	〃	乙田太郎	レ		4,500 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
C	A	〃		A邸外構工事	〃	丙川二郎	レ		3,200 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
D	関東建設	〃		○○川掘削工事	〃	甲野六郎	レ		2,500 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
E	北陸産業	〃		△ビル新築工事のうち外構工事	〃	甲田五郎丸	レ		2,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
F	中部塗装	〃		□□アパート改築工事のうち足場設置工事	〃	乙﨑又三郎	レ		1,900 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
G	近畿組	〃		◇◇工業工場外構工事	〃	丙田四郎	レ		1,800 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
H	中国建築	〃		国道△△号道路法面保護工事	〃	乙﨑又三郎	レ		1,700 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
I	四国道路	〃		☆☆ビル新築工事のうち型枠工事	〃	特定専門工事のため配置なし			1,600 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
J	九州工事	〃		○○邸外構工事	〃	甲野六郎	レ		1,500 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
K	沖縄機械	〃		△△低新築工事のうち基礎工事	〃	甲田五郎丸	レ		1,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
L	国土建設	下請		B～Kの件数　≦　１０件	〃	乙﨑又三郎	1．軽微な工事について10件を超える部分については記載不要		[illegible] 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
M	関東建設	〃		県道○○号線道路側溝据付工事	〃	丙田四郎	レ		7,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②下請工事に係る完成工事

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～K)

				うち　元請工事
小　計	13 件	45,700 千円	千円	30,700 千円　千円

ページごとの完成工事高の合計額(A～M)

				うち　元請工事
合　計	件	千円	千円	千円　千円

・・・「軽微な工事」

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

※記載例２（２ページ目）　（用紙Ａ４）
（元請工事で軽微な工事が１０件に達した場合）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（税込・税抜）

②の続き

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期 着工年月	工期 完成又は完成予定年月
N	関東建設	下請		県道△△号線道路法面保護工事	茨城県水戸市	丙山三男	レ	6,900千円 千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
O				元請　他28件				17,300千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
P				下請　他12件				5,100千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円 千円	令和 年 月	令和 年 月

2．記載額がすべての完成工事高の合計額の7割を超えたため，元請・下請別に「他○○件」とし，件数及び合計額を記載して終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(O)

ページごとの完成工事高の合計額(N～P)

			うち　元請工事
小　計	41件	29,300千円 千円	17,300千円 千円
合　計	54件	75,000千円 千円	48,000千円 千円

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

※記載例３（１ページ目）
（全体で軽微な工事が１０件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者	監理技術者	請負代金の額 うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部		工期 着工年月	完成又は完成予定年月
A	D	元請		○○アパート外構工事	茨城県水戸市	甲野一郎	レ		10,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
B	C	〃		C邸外構工事	〃	乙田太郎	レ		4,500 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
C	A	〃		A邸外構工事	〃	丙川二郎	レ		3,200 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
D	関東建設	下請		○○川掘削工事	〃				7,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
E	北陸産業	〃		△ビル新築工事のうち外構工事	〃	甲田五郎丸	レ		6,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
F	中部塗装	〃		□□アパート改築工事のうち足場設置工事	〃	乙﨑又三郎	レ		5,500 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
G	近畿組	〃		◇◇工業工場外構工事	〃	丙田四郎	レ		2,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
H	中国建築	〃		国道△△号道路道路法面保護工事	〃	乙﨑又三郎	レ		1,900 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
I	四国道路	〃		☆☆ビル新築工事のうち型枠工事	〃	特定専門工事のため配置なし			1,800 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
J	E	元請		E邸外構工事	〃	甲野六郎	レ		1,700 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
K	沖縄機械	下請		△△低新築工事のうち基礎工事	〃	甲田五郎丸	レ		1,600 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
L	国土建設	〃			〃	乙﨑又三郎	レ		1,500 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
M	関東建設	〃		県道○○号線道路側溝据付工事	〃	丙田四郎	レ		1,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
						小　計		13 件	47,700 千円	千円	うち　元請工事 19,400 千円	千円
						合　計		件	千円	千円	うち　元請工事 千円	千円

1．元請工事にかかる完成工事の合計金額の7割超まで記載

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～C+J)

ページごとの完成工事高の合計額(A～M)

・・・「軽微な工事」

64

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

※記載例３（２ページ目）　（用紙Ａ４）
（全体で軽微な工事が１０件に達した場合）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（税込・税抜）

②の続き

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者	監理技術者	請負代金の額 うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部		工期 着工年月	完成又は完成予定年月
N	関東建設	下請		県道△△号線道路法面保護工事	茨城県水戸市	丙山三男	レ		1,000 千円	千円	令和 ○年 ○ 月	令和 ○年 ○ 月
	B・C+G～Nの件数 ≦ １０件								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
O				元請　他28件					5,600 千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
P				下請　他12件					15,700 千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
						小　計	39 件		22,300 千円	千円	うち　元請工事 5,600 千円	千円
						合　計	52 件		70,000 千円	千円	うち　元請工事 25,000 千円	千円

2．軽微な工事が10件に達したため，
元請・下請別に「他○○件」とし，件数及び合計額を記載して終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(O)

ページごとの完成工事高の合計額(N～P)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

・・・「軽微な工事」

65

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）　　（用紙Ａ４）

※記載例４
（工事進行基準を導入した場合）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者　監理技術者	請負代金の額 うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期 着工年月	工期 完成又は完成予定年月
○○県	元請		県道△△号線道路法面保護工事	茨城県水戸市	丙山三男	レ	(60,000) 21,000 千円　千円	令和　○年　○　月	令和　○年　○　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月
							千円　千円	令和　年　月	令和　年　月

今期に計上する請負金額の上に，総請負金額を（）書きで記入

完成年月ではなく，完成予定年月を記入

小計	件	千円　千円	うち　元請工事 千円　千円

合計	1 件	21,000 千円　千円	うち　元請工事 21,000 千円　千円

66

記載要領

1　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
経営事項審査を受審する建設業者は、消費税等を除いた額（ただし、免税業者は消費税等を含めた額）で記載すること。
3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事の範囲については、以下のとおりである。
（1）土木一式、建築一式工事については全工事を、契約額の大きい順に記載すること。（令第１条の２第１項に規定する建設工事（注）については、10件を超えて記載することを要しない。）。
なお、下請け工事は一式工事に含めないこと。
（2）上記（1）以外の業種の工事については、以下のとおり。（次頁フロー参照）
①　元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事（注）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
②　①に続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事（注）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。　なお、最後に元請・下請別に「他○○件」とし、合計額を記載すること。
（3）経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、10件を目安に請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
6　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
7　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行った工事について「ＪＶ」と記載すること。この場合、工事名欄の上部に工事名、下部に（　）で企業体名を、請負代金の額の上部に当該業者の施工額（出資の比率による）、下部に（　）で企業体としての請負代金を付記すること。
8　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
9　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び９により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び９により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
13　その他
①　着工年月、完成又は完成予定年月は契約書の期間ではなく、実際の着工、完成年月を記入すること。
②　完成予定年月は、１年以上の長期工事で進行基準を採用した工事の場合等に、その完成予定年月を記入する。
③　契約書の完成年月は決算期内であっても、実際に決算期内に完成しなかった工事は記入しない。

④　調査、測量、設計・工事監理の受託、機械の賃貸、資材の販売、機械・資材の運搬、除草・草刈・樹木の剪定、保守・監理などは建設工事でないので記入しない。兼業売上で計上すること。
⑤　他から請け負った工事でないものは記入しない。
（例　自家の事務所建築又は分譲する目的で自社で建築する宅地造成等）
⑥　工事は１件の契約ごとに記入すること。
（設計変更による増・減額又は値引きがあったときは最終請負金額とする。）
⑦　発注者が同一人又は同一地域の工事であっても、契約が異なる場合は１件ごとに記入すること。
記入された工事は、工事台帳、契約書等と合致するものである。
（注）工事１件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式以外の工事にあっては、500万円に満たない工事。

※<u>経営事項審査を申請する場合</u>の工事経歴書記載フロー

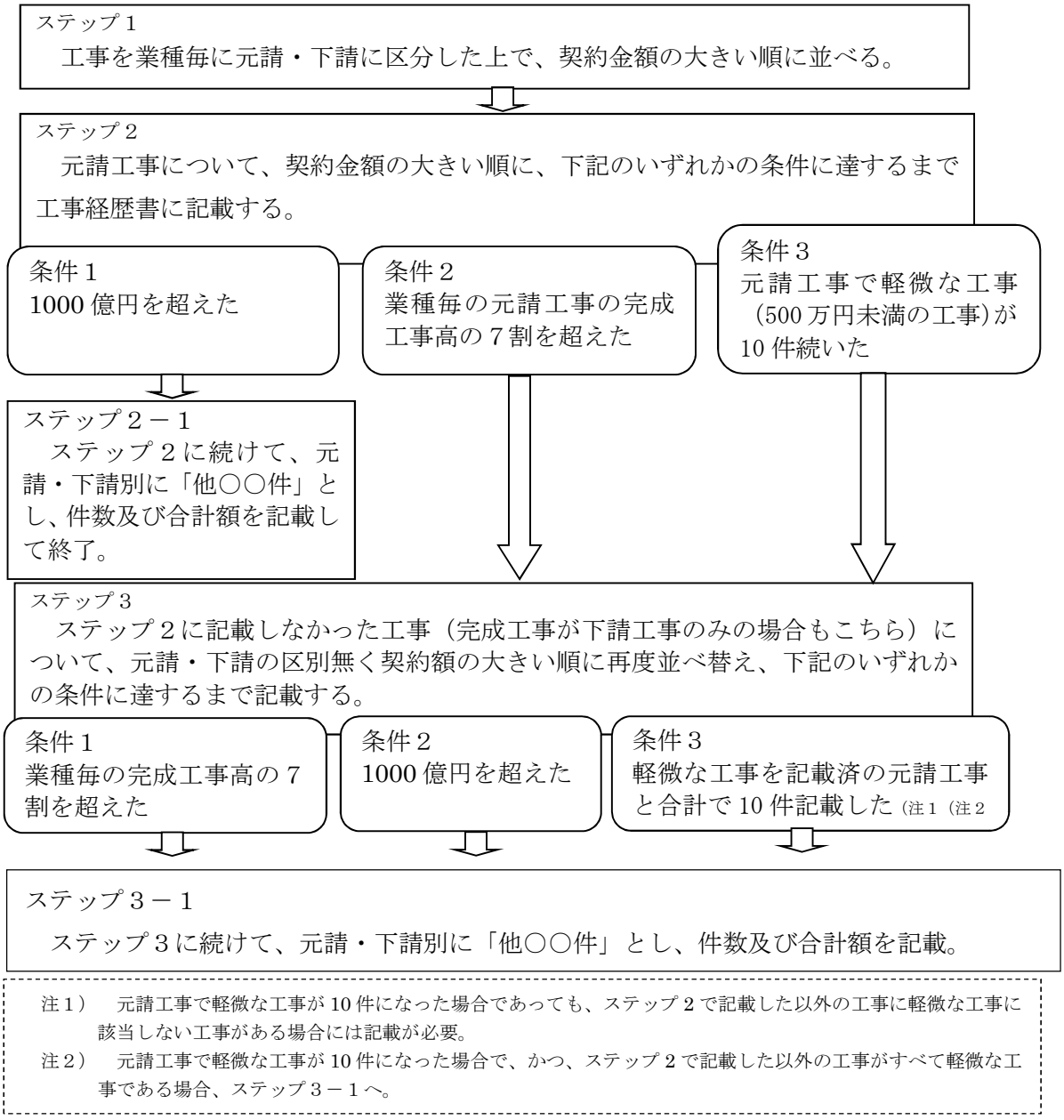

注１）　元請工事で軽微な工事が10件になった場合であっても、ステップ２で記載した以外の工事に軽微な工事に該当しない工事がある場合には記載が必要。
注２）　元請工事で軽微な工事が10件になった場合で、かつ、ステップ２で記載した以外の工事がすべて軽微な工事である場合、ステップ３－１へ。

第３号　直前三年の各事業年度における工事施工金額

・用紙が２枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終頁に記入する。
・経営事項審査を受ける業者は、税抜きで記載する（免税業者は税込み）。

次の区分に応じた業種に係る工事の施工金額の合計を記入する。
新規、業種追加…申請に係らない業種
業種追加＋更新…業種追加申請に係らない業種（更新分を含む。）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

直前３年の各事業年度における工事施

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	管工事	板工事		
第 26 期 令和○年 ○月○ 日から 令和○年 ○月○ 日まで	元請	公共	294,000	0	0	0	0	294,000
		民間	0	84,000	0	0	0	84,000
	下請		0	0	110,000	0	0	110,000
	計		294,000	84,000	110,000	0	0	488,000
第 27 期 令和○年 ○月○ 日から 令和○年 ○月○ 日まで	元請	公共	315,000	0	0	0	0	315,000
		民間	0	152,000	0	0	0	152,000
	下請		0	0	3,150	4,200	0	7,350
	計		315,000	152,000	3,150	4,200	0	474,600
第 28 期 令和○年 ○月○ 日から 令和○年 ○月○ 日まで	元請	公共	322,000	0	0	0	0	322,000
		民間	0	178,800	4,000	0	0	182,800
	下請		0	0	6,000	4,000	0	10,000
	計		322,000	178,000	10,000	4,000	0	514,000
第　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
		共						
第 令和 令和								
	計							

対応する業種の工事経歴書の金額と一致する。

財務諸表の完成工事高と一致する。

・申請書に添付する場合は、許可申請直前の３年分を決算期別に記入する。
・決算変更届に添付する場合は、届出期直前の３年分を決算期別に記入する。

決算期を変更した場合等で直前３期で３年に満たない場合は、満３年以上になるよう必要な期数分を記載する。

記載要領

1　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
3　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
4　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
　ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
5　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
6　「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
7　当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

第４号　使用人数

「使用人」は役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とする。
代表取締役（非常勤は除く）、個人事業主を含めて記載する。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

令和　○年　○月　○日

使　用　人　数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	10　人	4　人	5　人	19　人
つくば営業所	5　人		2　人	7　人
合計	15　人	4　人	7　人	26　人

許可申請書別紙２５５頁参照）に記載した順に記載する。

各営業所に所属する技術者のうち、営業所技術者等の要件を満たすものの数について記載する。

各営業所に所属する技術者のうち、営業所技術者等の要件は満たさない者の数について記載する。

記載要領

1　この表には、法第５条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第３項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の２の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の３の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。

2　「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

3　「その他の技術関係使用人」の欄は、法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

第６号　誓約書

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

{申請者 / ~~譲受人~~ / ~~合併存続法人~~ / ~~分割承継法人~~}、{申請者 / ~~譲受人~~ / ~~合併存続法人~~ / ~~分割承継法人~~}の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和○　年　○　月　　○日

申　請　者
~~譲　受　人~~ 茨城県水戸市笠原町978－6
~~合併存続法人~~ 茨城建設(株)
~~分割承継法人~~ 代表取締役社長　茨城　太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　　殿

記載要領

{申請者 / 譲受人 / 合併存続法人 / 分割承継法人}、「申請者 / 譲受人 / 合併存続法人 / 分割承継法人」、「地方整備局長 / 北海道開発局長 / 知事」については不要なものを消すこと

第７号　常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

(1)…経営業務の管理責任者としての経験５年
(2)…経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けたものに限る）としての経験５年
(3)…経営業務の管理責任者を補佐する者としての経験６年

様式第七号（第三条関係）

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（1）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に掲げる経験を有することを証明します。

被証明者が具体的に経営業務の管理責任者としての経験を有した期間を記載する。

役職名等　代表取締役

経験年数　平成 26 年　4 月から 令和 2 年　3 月まで　満　5 年　0 月

証明者と被証明者との関係　役員

証明者は、次のいずれかとする。
・証明する期間に被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主（使用者がいない場合、被証明者と同等以上の役職の者）
・使用者の証明が得られない場合、建設業許可を有する第三者（近隣市町村内にある、又は取引関係にある同業者）

備考
※証明者が申請者と異なる場合で、証明者の押印を省略する場合は、備考欄に証明者の住所、名称、代表者連絡先を記載すること。
※証明者が申請者以外の建設業許可業者である場合は、備考欄に許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。
＜記載例＞
茨城県知事（般-31）第 99999 号
令和元年７月 10 日許可
（土）（と）
※使用者の証明が得られない場合、その理由を記載する。

令和　○ 年　○ 月　○日

証明者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

証明者の本店の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を記載する。
押印する場合は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印する。

（2）　下記の者は、許可申請者｛の常勤の役員 ~~本　　大~~ ~~の支　長　大~~｝で第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に該当する者であ

年　○ 月　○日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

申請又は届出の区分　項番 1 7 3（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

1…新規申請の場合
2…常勤役員等を変更する場合
3…更新、業種追加、般特新規の申請をする場合

変更年月日　令和　年　月　日

新規申請以外の場合記入する。

許可番号　1 8 0 8　~~大臣~~ 知事コード　~~国土交通大臣~~ 茨城県知事 許可（般特－0 1）第 0 5 5 5 5 5 号　許可年月日　令和 0 2 年 0 1 月 0 1 日

複数の許可を受けている場合は現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

記

・変更後・常勤役員等の更新等】

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで１字とする。

氏名のフリガナ　1 9　イ バ

氏名　2 0　茨 城　太 郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　S 4 0 年 0 1 月 0 1 日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　2 1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　年　月　日

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、営業所技術者等（又は国家資格者等、監理技術者）を兼ねていて、国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定書、卒業証明書の字で記入する。

記載要領

1　この証明書は、被証明者１人について証明者別に作成すること。

2　（1）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3　「(1)「の常勤の役員」、「地方整備局長」、「申請者」、「国土交通大臣」、及び「般」、(2)本人、北海道開発局長、届出者、知事、特、(3)の支配人、知事、については、不要なものを消すこと。

4　□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　1 7申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「２．変更」・・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「３．常勤役員等の更新等」・・　常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

6　「変更の年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

7　1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「知事コード大臣」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8　1 9「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

9　2 0及び2 1「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面）

様式第七号の二（第三条関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 2

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
（第一面）

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ{(1) ~~(2)~~}に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　取締役

経験年数　平成 26 年　4 月から 令和 2 年　3 月まで　満　5 年　0 月

証明者と被証明者との関係　役員

備考

(1)…建設業に関する役員等としての経験２年以上、かつ、役員等又は役員等に次ぐ職制上地位にある者としての経験５年以上を有する者。
(2)…役員等としての経験５年以上、かつ、建設業に関する役員等としての経験２年以上を有する者

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

（２）　下記の者は、許可申請者{の常勤の役員 ~~本　支　店　長~~ ~~の　支　店　長~~}で第７条第１号ロ{(1) ~~(2)~~}に該当する者であることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県知事　殿

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

申請又は届出の区分　項番 1 7 3（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

変更の年月日　令和　年　月　日

許可番号　1 8 ~~大臣~~知事コード 3 ~~国土交通大臣~~知事 許可（般－特－□□）第 5 10 号　許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9 3 イバ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　2 0 3 茨 城 5 六 花 10　生年月日 13 S 14 45年 16 01月 18 01日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　2 1 3 5 10　生年月日 13 14 年 16 月 18 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第二面）

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となっている場合でも、様式第７号２（第二面）～（第四面）を必ず作成すること。（業務経験ごとに証明書を作成すること。）

（３）　下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

組織図で示された役職名等と一致すること。

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

役職名等　経理部長

経験年数　平成 26 年　4 月から 令和 2 年　3 月まで　満　5 年　0 月

証明者と被証明者との関係　雇用者

備考

申請又は届出の区分　22 1（1．新規　2．変更　3．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

変更の年月日　令和　年　月　日

許可番号　23 ~~大臣~~知事コード　~~国土交通大臣~~知事 許可（般特－□□）第□□□□□□号　許可年月日 令和□□年□□月□□日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　24 イバ

氏名　25 茨城 次郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　S 45年 01月 01日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　26

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　□□□年□□月□□日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第三面）

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となっている場合でも、様式第７号２（第二面）～（第四面）を必ず作成すること。（業務経験ごとに証明書を作成すること。）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県知事　殿

組織図で示された役職名等と一致すること。

請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

役職名等　工事部長

経験年数　平成 26 年 4 月から令和 2 年 3 月まで 満 5 年 0 月

証明者と被証明者との関係　雇用者

備考

申請又は届出の区分　2 7 1（1．新規　2．変更　3．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

変更の年月日　令和　年　月　日

許可番号　2 3 ［大臣／知事］コード　［国土交通大臣／知事］許可（般－□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　2 8 イ バ

氏名　2 9 茨 城 三 郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　S 4 5年 0 1月 0 1日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　3 0

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　□□年□□月□□日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第四面）

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となっている場合でも、様式第７号２（第二面）～（第四面）を必ず作成すること。（業務経験ごとに証明書を作成すること。）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和○　年○　月　○　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

組織図で示された役職名等と一致すること。

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

役職名等　企画部長

経験年数　平成 26年　4 月から　令和 2 年　3 月まで　満　5 年　0 月

証明者と被証明者との関係　雇用者

備考

申請又は届出の区分　3 1 1　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

変更の年月日　令和　年　月　日

許可番号　2 3 □□（~~大臣~~知事コード）　~~国土交通大臣~~知事 許可（般特－□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　3 2　イ バ

氏名　3 3　茨 城 四 子

生年月日　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　S 4 5 年 0 1 月 0 1 日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　3 4

生年月日　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　□□年□□月□□日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

1　（1）の証明書は、被証明者１人について証明者別に作成すること。

2　（1）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3　「(1)(2)」、「の常勤の役員 本人 の支配人」、「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「申請者 届出者」、「国土交通大臣 知事」、及び「般 特」、については、不要なものを消すこと。

4　□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　1 7「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「２．変更」・・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合

「３．常勤役員等の更新等」・　常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

6　（2）の「変更の年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、（3）の「変更の年月日」の欄は、10により2 2の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

7　1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、2 3「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該2 3の直前の2 2、2 7又は3 1「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣 知事」コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8　1 9、2 4、2 8及び3 2「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

9　2 0、2 1、2 5、2 6、2 9、3 0、3 3及び3 4「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設　　太 郎　　のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

10　2 2、2 7及び3 1「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合

「２．変更」・・・・・・・・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合

「３．常勤役員等を補佐する者の更新等」・　常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

11　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙２を作成し、提出すること。

第７号　常勤役員等の略歴書（別紙）

別紙　　（用紙Ａ４）

常勤役員等の略歴書

現住所	茨城県水戸市三の丸1－5－38		
氏名	茨城　太郎	生年月日	昭和40 年 1 月 1 日生
職名	代表取締役		

申請時における職名を記入する。

	期間		従事した職務内容
職歴	自 H6 年 ○ 月 ○ 日		
	至 H15 年 ○ 月 ○ 日		株式会社茨城組　入社　本店営業部勤務
	自 H16 年 ○ 月 ○ 日		
	至 H20 年 ○ 月 ○ 日		株式会社茨城組　営業課長
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		△△△
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		⋮
	自 H25 年 ○ 月 ○ 日		
	至 H26 年 ○ 月 ○ 日		△△△
	自 H26 年 4 月 1 日		
	至 年 月 日		株式会社茨城建設　設立
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		株式会社茨城建設　代表取締役　現在に至る。
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に、建設業に関するものはすべて記入する。

	年月日	賞罰の内容
賞		なし
罰		

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

上記のとおり相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日　　氏名　茨城　太郎

押印をする場合は、代表者であっても、個人の印鑑を押印する。

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第７号の２　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（別紙二）

常勤の役員等を直接に補佐する者が複数名いる場合はそれぞれについて略歴書を作成すること。

別紙二

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	茨城県水戸市三の丸1－5－39		
氏名	茨城　次郎	生年月日	昭和45 年 1 月 1 日生
職名	経理部長		

申請時における職名を記入する。

	期間	従事した職務内容
職歴	自 H10 年 ○ 月 ○ 日 至 H25 年 ○ 月 ○ 日	株式会社茨城建設　入社　経理部配属
	自 H26 年 ○ 月 ○ 日 至 H30 年 ○ 月 ○ 日	株式会社茨城建設　経理課長
	自 H30 年 ○ 月 ○ 日 至 R2 年 ○ 月 ○ 日	株式会社茨城建設　経理部長就任　現在に至る
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に、業務経験に関するものはすべて記入する。

	年月日	賞罰の内容
賞罰		なし

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

上記のとおり相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日　　氏名　茨城　次郎

押印をする場合は、役職に関わらず、個人の印鑑を押印する。

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第７号の３　健康保険等の加入状況

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）　　（用紙Ａ４）

健康保険等の加入状況

変更届出の場合は上段を、許可の申請の場合は下段を消す。

（1）健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（2）下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

許可申請の場合は（１）に、変更届出の場合は（２）に、○を付ける。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
知事 殿

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978−6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

許可年月日

許可番号　~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般 特 −02）第 55555 号　令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	19人（3人）	1	1	1	健康保険	○○○　○○○
					厚生年金保険	○○○　○○○
					雇用保険	□□□□□□□
つくば営業所	70人（0人）	3	3	3	健康保険	本店(○○支店)一括
					厚生年金保険	本店(○○支店)一括
					雇用保険	本店(○○支店)一括
	（　人　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	

各保険に加入している場合「１」、適用除外の場合（健康保険の適用除外承認を受けた建設国保加入の場合を含む。）「2」、一括適用の承認（継続事業の一括の認可）に係る営業所の場合「３」と記入する。

法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含めすべての常勤の従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載する。
カッコ内は、上記人数のうち常勤役員又は個人事業主（同居親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載する。

健康保険：事業所整理記号及び事業所番号
（健康保険組合の場合は、健康保険組合名）
厚生年金保険：事業所整理番号及び事業所番号
雇用保険：労働保険番号
３保険共通：一括適用の承認（継続事業の一括の認可）に係る営業所の場合「本店（○○支店等）一括」

営業所一覧表（様式第一号別紙二）に記載した順に記載する。

記載要領

１　この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（１）①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第 17 条の２若しくは法第 17 条の３の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第 17 条の３の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
この場合、「(１)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

（２）①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
②新たに営業所を追加した場合
この場合、「(２)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2 「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」、及び「般／特」、については、不要なものを消すこと。

3 「申請者／届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。

6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 34 条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。

8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。

9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入すること。

10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第 34 条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

第８号　営業所技術者等証明書（新規・変更）

様式第八号（第三条関係）

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方を申請する場合は消さない。

営業所技術者等の削除の場合は上段を、それ以外の場合は下段を消す。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

（1）下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号｝に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

（2）~~下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします~~。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

変更等の届出の場合は上段を、許可の申請の場合は下段を消す。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事 殿

申請者
~~届出者~~ 茨城県水戸市笠原町978−6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

区分　項番 61　1（1．新規許可等　2．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　3．営業所技術者等の追加　4．営業所技術者等の交替に伴う削除　5．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

許可番号　62　08　~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般特−01）第055555号　許可年月日 令和 02 年 01 月 01 日

記

氏名　項番 63　フリガナ（フリガナ）ウメダ　ゴロウ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
ウメ 梅田 吾郎　生年月日 S 25 年 01 月 01 日

今後担当する建設工事の種類　64　4

現在担当している建設工事の種類

記載要領にしたがって、数字を記入する。

有資格区分　65　02

記載要領にしたがって、有資格区分を記入する。

変更、追加又は削除の年月日　令和　年　月　日　営業所の名称（旧所属）

営業所技術者等の住所　茨城県土浦市○○町××　営業所の名称（新所属）本店店

氏名　項番 63　フリガナ（フリガナ）イバラキ　タロウ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
イバ 茨城 太郎　生年月日 S 40 年 01 月 01 日

今後担当する建設工事の種類　64　9　9

現在担当している建設工事の種類　9　9

有資格区分　65　13

変更、追加又は削除の年月日　令和　年　月　日　営業所の名称（旧所属）本店

営業所技術者等の住所　茨城県水戸市三の丸1−5−38　営業所の名称（新所属）本店

氏名　項番 63　フリガナ（フリガナ）ツクバ　ヒトシ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
ツク 筑波 仁　生年月日 S 44 年 01 月 01 日

今後担当する建設工事の種類　64　9

現在担当している建設工事の種類

有資格区分　65　29

変更、追加又は削除の年月日　令和　年　月　日　営業所の名称（旧所属）

営業所技術者等の住所　（居所）茨城県水戸市○○町××　（住民票上）東京都港区汐留○○-□□　営業所の名称（新所属）つくば営業所

「現在担当している建設工事の種類」には、新規申請以外の場合で、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業にかかる建設工事すべてについて記載する。

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

1…新規、業種追加、般特新規の場合
2…既に届出た営業所技術者等の担当業種又は有資格区分のみ変更する場合
3…営業所技術者等を交替により追加する場合
4…営業所技術者等を交替により削除する場合
5…既に届出た営業所技術者等の置かれる営業所が変更になった場合

記載要領

1　この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

(1) ①　現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合

②　現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

③　一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

④　一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「1」を記入すること。

(2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「2」を記入すること。

(3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「3」を記入すること。

(4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合（その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第 7 条第 2 号若しくは法第 15 条第 2 号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第 22 号の 4）を用いて届け出ること。

(5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2　「建設業法第７条第２号 建設業法第１５条第２号」、「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」、及び「般 特」については不要のものを消すこと。

3　「申請者 届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　6 2「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　6 3「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

7　6 4「今後担当する建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）の「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、下表に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合

（記載要領１(1)①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

●一般建設業

条文	内　　容	項番 64
法第７条第２号イ	指定学科卒業＋実務経験	「1」
法第７条第２号ロ	１０年間の実務経験	「4」
法第７条第２号ハ	国家資格等、複数業種の実務経験	「7」

●特定建設業

条文	内　　容	項番 64
法第 15 条第 2 号イ	国家資格等	「9」
法第 15 条第 2 号ロ	指定学科卒業 ＋実務経験（第 7 条第 2 号イ） ＋指導監督的実務経験	「2」
	10 年間の実務経験(第 7 条第 2 号ロ) ＋指導監督的実務経験	「5」
	国家資格等（第７条第２号ハ） ＋指導監督的実務経験	「8」
法第 15 条第 2 号ハ	大臣認定（指定建設業） （１５条第２号イと同等）	「3」
	大臣認定（指定建設業以外） （１５条第２号ロと同等）	「6」

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

8 6 5「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分（法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（１３１頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、6 1「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

総務課　茨城　太郎　029-〇〇〇-△△△△

第９号　実務経験証明書

証明者が申請者以外の建設業者である場合は許可番号、許可年月日。許可業種を記入する。
解体工事に係る実務経験証明者が、とび・土工工事業の許可を持つ建設業者でない場合は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録番号も記載する

様式第九号（第三条関係）

実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、　造園　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

押印する場合は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印する

令和　〇　年　〇　月　〇　日

押印の無い他者証明（証明者が申請者の場合は除く）の場合は、作成を担当した部署名、担当者、連絡先を記入する。

茨城県水戸市〇〇町××　茨城水戸造園(株)
代表取締役　〇〇　××
茨城県知事(26)—888888
令和○○年５月１日
許可業種：土、と、園

証　明　者

実務経験を得た当時の商号または名称を記入する。

被証明者との関係　社員

証明者の立場から見た被証明者との関係を記入する。

記

技術者の氏名	梅田　吾郎	生年月日	S25. 1. 1	使用された期間	H18　年　4　月から H28　年　3　月まで
使用者の商号又は名称	茨城水戸造園(株)				

使用者に実際に雇用されていた期間を記載する。

職名	実務経験の内容	実務経験年数
工事係員	〇〇町児童公園整備工事	H18　年 4　月からH18年 7　月まで
工事係長	〇〇グランドサッカー場補修工事(芝生植栽工事)	H18　年 8　月からH18年 9　月まで
工事係長	××町◇◇公園植栽工事	H18　年 10月からH18年 12月まで
⋮	⋮	年　月から　⋮　年　月まで
工事係長	〇×市立植物園整備工事(噴水建設工事)	H28　年　1月からH28年　3月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計　満　10　年　0　月 （小計　　年　　月）

実務経験は、期間が重複しないように記載すること。

実務経験を有したときの部課、職名を記載すること。

具体的な工事名を記入し、実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載する。
なお、工事名では業種が明らかにならない場合は、（　）書きで補足すること。

※実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。
（１）自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合
（２）記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合
（３）他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合
（４）申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合
（５）その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合

使用者と証明者が異なる場合に記入する。
例）平成〇年〇月　会社解散のため
　　令和〇年〇月　事業主死亡のため

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。
2　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
3　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

各工事の実務経験年数を、月単位で集計（重複があった場合はその分は差し引く）し、合計年、月数を記載する。
※複数枚にわたる場合は、各枚毎に小計を記載する。

※　この証明書は、下表のいずれかに該当する場合に必要になります。なお、「ロ」以外の場合は、卒業証明書、資格の合格証を添付してください（卒業後、合格後の実務経験になります）。

法第７条第２号の該当区分	許可を受けようとする建設業にかかる建設工事に関する必要な実務経験年数	
イ　所定の学科（１７頁：表１－４）を修めて学校を卒業した者	大学等卒業者	３年以上
	高校等卒業者	５年以上
ロ　イ及びハ以外の者		１０年以上
ハ　イ又はロと同等以上と認定された者	・登録地すべり防止工事試験に合格した者 ・登録計装試験に合格した者 ・建築士法第２０条第３項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 ・水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者	１年以上
	・職業能力開発促進法による技能検定のうち２級の検定職種に合格した者	３年以上（平成 16 年３月３１日時点で合格していた者については１年以上）
	・電気工事士法による第２種電気工事士免状の交付を受けた者	３年以上
	・電気事業法による電気主任技術者の免状の交付を受けた者	５年以上
	・電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者	５年以上
	・旧実業高校卒業程度検定規程による検定を合格した者	５年以上
	・旧専門学校卒業程度検定規程による検定を合格した者	３年以上
	・複数業種の実務経験を有する者	各業種の基準（１８頁表１－５参照）
	・解体工事業の技術者要件を満たすために、技術検定等に合格後の実務経験が必要な者（３０頁：表１－１１⑴、３１頁：表１－１１⑵参照）	１年以上
	・所定の学科（１７頁：表１－４）を修めて専修学校の専門課程を卒業した者	５年以上
	・所定の学科（１７頁：表１－４）を修めて専修学校の専門課程（専門士又は高度専門士を称するものに限る）を卒業した者	３年以上
	・建設業法による技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、造園施工管理、電気工事施工管理若しくは管工事施工管理に係る１級の第１次検定又は第２次検定に合格した者（１４頁：表１－３参照）	３年以上
	・建設業法による技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、造園施工管理、電気工事施工管理若しくは管工事施工管理に係る２級の第１次検定又は第２次検定に合格した者（１４頁：表１－３参照）	５年以上

第１０号　指導監督的実務経験証明書

この様式は、特定建設業の営業所技術者等で（指定建設業は除く）、実務経験又は２級の国家資格等の場合に作成すること（14 頁参照）

様式第十号（第十三条関係）

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、 機械器具設置 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

押印する場合は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印する

証　明　者　茨城県水戸市○○町××
茨城設備(株)
代表取締役 ○○ ××

被証明者との関係　社員

記

技術者の氏名	久慈 雄輔	生年月日	S30. 1. 1	使用された期間	H2 年 4 月から H26 年 3 月まで
使用者の商号又は名称	茨城設備(株)				
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
(株)○○製作所	83,000千円	工事課長	○○工場 運搬機器設置工事	H24 年 4 月から 24 年 9 月まで	
(株)××電機	60,000千円	工事課長	××店昇降機設置工事	H24 年 10 月から 26 年 3 月まで	
⋮	⋮ 千円	⋮	⋮	年 月から ⋮ 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 2 年 0 月	

実務経験は、期間が重複しないように記載すること。

請負代金の額は、4,500 万円以上であること（昭和 59 年 10 月 1 日前の建設工事にあっては 1,500 万円、昭和 59 年 10 月 1 日～平成 6 年 12 月 28 日の建設工事にあっては 3,000 万円以上のもの）

元請負人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する。

※実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。
（1）自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合
（2）記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合
（3）他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合
（4）申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合
（5）その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合

経験年数の合計が２年以上になること

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成６年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月１日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）１件ごとに記載すること。

2　「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3　「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

第１１号　令第３条に規定する使用人の一覧表

様式第十一号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表

令和　○年　○月　○日

営業所の名称	職　　名	氏　　名（フリガナ）
つくば営業所	つくば営業所長	大嶋　雅史（オオシマ　マサシ）

許可申請書別紙に記入した順序で記入する。

役員を兼ねている場合は「取締役○○営業所長」等と記入する。

従たる営業所がない場合は、該当者がいないので、余白に「該当なし」と記載して提出する。

第１２号　許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

様式第十二号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

許可申請者（法人の役員等／~~本人~~／~~法定代理人~~／~~法定代理人の役員等~~）の住所、生年月日等に関する調書

不要なものを消す。

許可申請書別紙１（５４頁参照）に記載した役員等全員について作成する（様式第７号に記載のある者は不要）。
該当者がいない場合は、余白に「該当なし」と記載して提出する。

住所	茨城県水戸市三の丸〇丁目口番◇号		
氏名	水戸　花子	生年月日	昭和30 年 2 月 1 日生
役名等	取締役		

申請時における職名を記入する。
株主等については「株主等」と記載。

賞罰	年月日	賞罰の内容
賞		なし
罰		

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。
なお、顧問、相談役及び株主等については、記載を要しない。

上記のとおり相違ありません。

令和　〇　年　〇　月　〇　日　　氏名　水戸　花子

顧問、相談役及び株主等については、記載を要しない。

押印する場合は、代表者であっても、個人の印鑑を押印する。

記載要領

1 「（法人の役員等／本人／法定代理人／法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。

2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。

4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。

5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

6 様式第７号別紙又は様式第７号の２別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

第１３号　令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

様式第１１号「令第３条に規定する使用人の一覧表」に記載したもの全員について作成する。ただし、役員等を兼ねている者については、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書をもって、これに代えることができる。
該当者がいない場合は、余白に「該当なし」と記載して提出する。

様式第十三号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住所	茨城県土浦市〇〇		
氏名	大嶋　雅史	生年月日	昭和38 年 4 月 1 日生
営業所名	つくば営業所		
職名	つくば営業所長		

賞罰	年月日	賞罰の内容
賞		なし
罰		

上記のとおり相違ありません。

令和　〇　年　〇　月　〇　日　　氏名　大嶋　雅史

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第１４号　株主（出資者）調書

申請者が法人の場合のみ作成する。

様式第十四号（第四条関係）

株　主　（出　資　者）　調　書

（用紙Ａ４）

株主（出資者）名	住　所	所有株数又は出資の価額
茨城　太郎	茨城県水戸市三の丸〇〇	30, 000株
水戸　花子	茨城県水戸市三の丸〇〇	10, 000株

総株主の議決権の１００分の５以上を有する株主、また、その他の法人にあっては、出資の総額の１００分の５以上に相当する出資をしている者について記載する。
株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を必ず記載する。

記載要領
この調書は、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者について記載すること。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

貸　借　対　照　表

令和　○　年　3　月　31　日現在

（会社名）　茨城建設（株）

資　産　の　部

			千円
Ⅰ　流　動　資　産			
現金預金			207,486
受取手形			132,355
完成工事未収入金			81,287
有価証券			
未成工事支出金			385,933
材料貯蔵品			53,431
短期貸付金			
前払費用			
その他			19,301
貸倒引当金			△　2,196
流動資産合計			877,598
固　定　資　産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		96,345	
減価償却累計額		△　29,434	66,911
機械・運搬具		105,099	
減価償却累計額		△　60,917	44,182
工具器具・備品		15,699	
減価償却累計額		△　10,191	5,508
土　地			49,378
リース資産			
減価償却累計額		△	
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額		△	
有形固定資産合計			165,981
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他			678
無形固定資産合計			678
(3) 投資その他の資産			
投資有価証券			3,102
関係会社株式・関係会社出資金			2,700
長期貸付金			
破産更生債権等			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他			19,495
貸倒引当金			△
投資その他の資産合計			25,297
固定資産合計			191,957
Ⅲ　繰　延　資　産			
創立費			
開業費			
株式交付費			
社債発行費			
開発費			
繰延資産合計			
資産合計			1,069,555

負　債　の　部

Ⅰ　流　動　負　債	
支払手形	331,825
工事未払金	118,065
短期借入金	3,000
未払金	10,900
未払費用	
未払法人税等	13,500
未成工事受入金	358,750
預り金	2,319
前受収益	
引当金	2,017
その他	
流動負債合計	840,378
Ⅱ　固　定　負　債	
社債	
長期借入金	118,786
リース債務	
繰延税金負債	
引当金	2,409

第１５号　貸借対照表

負ののれん	
その他	
固定負債合計	121,195
負債合計	961,573

純　資　産　の　部

	千円
Ⅰ　株　主　資　本	
(1) 資本金	40,000
(2) 新株式申込証拠金	0
(3) 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
資本剰余金合計	
(4) 利益剰余金	
利益準備金	5,000
その他利益剰余金	
準備金	
積立金	30,000
繰越利益剰余金	32,982
利益剰余金合計	67,982
(5) 自己株式	△
(6) 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	107,982
Ⅱ　評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	
Ⅲ　新株予約権	
純資産合計	107,982
負債純資産合計	1,069,555

記載要領

1　貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6　建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の５以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。

7　流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の５を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。

8　流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

9　記載要領６及び８は、負債の部の記載に準用する。

10　「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の５以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。

11　記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。

12　「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。

13　「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。

14　各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。

15　「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。

16　「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。

17　持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

18　「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。

19　持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。

20　その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。

21　「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

損　益　計　算　書

自　令和　○　年　４月　１日
至　令和　○　年　３月３１日

（会社名）　茨城建設（株）

Ⅰ　売　上　高			千円
完成工事高		1,436,520	
兼業事業売上高			1,436,520
Ⅱ　売　上　原　価			
完成工事原価		1,250,190	
兼業事業売上原価			1,250,190
売上総利益（売上総損失）			
完成工事総利益（完成工事総損失）	186,330		
兼業事業総利益（兼業事業総損失）			186,330
Ⅲ　販売費及び一般管理費			
役員報酬	25,080		
従業員給料手当	52,713		
退職金	501		
法定福利費	3,253		
福利厚生費	4,060		
修繕維持費	575		
事務用品費	2,571		
通信交通費	7,321		
動力用水光熱費	688		
調査研究費			
広告宣伝費	2,745		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費	8,978		
寄付金			
地代家賃	7,064		
減価償却費	7,091		
開発費償却			
租税公課	2,392		
保険料	1,264		
雑　費	6,857		133,157
営業利益（営業損失）			53,172
Ⅳ　営業外収益			
受取利息及び配当金		5,824	
その他		1,563	7,387
Ⅴ　営業外費用			
支払利息		21,181	
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
その他			21,181
経常利益（経常損失）			39,378
Ⅵ　特　別　利　益			
前期損益修正益			
その他		4,550	4,550
Ⅶ　特　別　損　失			
前期損益修正損			
その他		10,010	10,010
税引前当期純利益（税引前当期純損失）			33,918
法人税、住民税及び事業税		13,000	
法人税等調整額		△2,000	11,000
当期純利益（当期純損失）			22,918

（用紙Ａ４）

完成工事原価報告書

自　令和　○　年　４月　１日
至　令和　○　年　３月３１日

（会社名）　茨城建設（株）

千円

Ⅰ　材　料　費		350,053
Ⅱ　労　務　費		146,272
（うち労務外注費	20,000 ）	
Ⅲ　外　注　費		515,093
Ⅳ　経　費		238,771
（うち人件費	66,610 ）	
完成工事原価		1,250,190

記載要領

1　損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円

単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。

5　兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

6　「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の１を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

8　「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

9　特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

10　特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

11　記載要領８は「前期損益修正損」の記載に、記載要領９は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12　「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。

13　税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

勘定科目の分類

貸借対照表

科目	摘要
【資産の部】	
Ⅰ　流　動　資　産	
現　金　預　金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後１年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が１年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受　取　手　形	営業取引に基づいて発生した手形債権(割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する)。ただし、このうち破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは､投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事にかかる請負代金（税抜方式を採用する場合も取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有　価　証　券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後１年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料費の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材　料　貯　蔵　品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの
短　期　貸　付　金	決算期後１年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が１年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。
前　払　費　用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後１年以内に費用となるもの。ただし、当初１年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。
そ　の　他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後１年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が１年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸　倒　引　当　金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅱ　固　定　資　産	
（1）有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構造物をいう。
建　物	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備
構　築　物	土地に定着する土木設備又は工作物
機械・運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
機械装置	建設機械その他の各種機械及び装置
船　舶	船舶及び水上運搬具
航　空　機	飛行機及びヘリコプター
車両運搬具	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう
工具器具	各種の工具又は器具で耐用年数が１年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む）
備　品	各種の設備で耐用年数が１年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの
土　地	自家用の土地
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
そ　の　他	他の有形固定資産科目に属さないもの
（2）無形固定資産	
特　許　権	有償取得又は有償創設したもの
借　地　権	有償取得したもの（地上権を含む）
の　れ　ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額

リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
（3）投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
関係会社株式	会社会計規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の様式
関係会社出資金	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金。
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産更正債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの。
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上されるもの
その他	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の資産科目に属さないもの
貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用(新株予約権等の発行等に係る費用を含む。)
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）
【負債の部】	
Ⅰ 流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工事未払金	工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。）。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短期借入金	決算期後1年以内に返還されると認められる借入金（金融手形を含む。）
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
未成工事受入金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの。
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益	前受利息、前受賃貸料等
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。）
修繕引当金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金
工事損失引当金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役員賞与引当金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く。）

その他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
Ⅱ 固定負債	
社債	会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。）
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上されるもの
・・・引当金	退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。）
（退職給付引当金	役員及び従業員の退職給付に対する引当金　）
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
【純資産の部】	
Ⅰ 株主資本	
資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新株申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資本剰余金	
資本準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
利益剰余金	
利益準備金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・・・積立金（準備金）	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの
自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
Ⅱ 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
Ⅲ 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損益計算書

科目	摘要
Ⅰ 売上高	
完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）又は会社が顧客との契約の義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼業事業売上高	建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高
Ⅱ 売上原価	
完成工事原価	完成工事高として計上したものに対応する工事原価

兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価
売上総利益 （売上総損失）	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益 （完成工事総損失）	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益 （兼業事業総損失）	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
Ⅲ　販売費及び一般管理費	
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打ち合わせ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用
営業利益 （営業損失）	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額
Ⅳ　営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当を含む。）
その他	受取利息配当金以外の営業外収益で次のものをいう
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの
Ⅴ　営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう
支払利息割引料	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。

その他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第５条第３項第１号及び同条第６項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価額
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益（経常損失）	営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
Ⅵ 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）含めることができる。
その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
Ⅶ 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益（当期純損失）	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科目	摘要
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
（うち人件費）	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

株主資本等変動計算書

自　令和　○　年　４月　１日
至　令和　○　年　３月　３１日

（会社名）　茨城建設（株）

千円

	株主資本											評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
							積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	40,000					5,000	25,000	18,864	48,864		88,864						88,864
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当								△3,800	△3,800		△3,800						△3,800
当期純利益								22,918	22,918		22,918						22,918
自己株式の処分																	
任意積立金の積み立て							5,000	△5,000									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																	
当期変動額合計							5,000	14,118	19,118		19,118						19,118
当期末残高	40,000					5,000	30,000	32,982	67,982		107,982						107,982

記載要領

1　株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

5　評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

6　各合計額の記載は省略することができる。

7　株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。

8　株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　当期純利益又は当期純損失

(2)　新株の発行又は自己株式の処分

(3)　剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当

(4)　自己株式の取得

(5)　自己株式の消却

(6)　企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7)　株主資本の計数の変動

①　資本金から準備金又は剰余金への振替

②　準備金から資本金又は剰余金への振替

③　剰余金から資本金又は準備金への振替

④　剰余金の内訳科目間の振替

9　剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

10　税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

11　新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

(1)新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。

(2)新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

12　株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

13　株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1)　株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2)　株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

14　株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　評価・換算差額等

①　その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

②　繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2)　新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

15　株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

16　持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

注　記　表

自　令和　○　年　４月　１日
至　令和　○　年　３月３１日

（会社名）　茨城建設（株）

注

１　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

２　重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア　時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）

イ　時価のないもの　移動平均法による原価法

② 販売用不動産

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　建物については定額法、その他の資産は定率法

②　無形固定資産　定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

すべての工事について工事完成基準を適用している。

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法　**税抜方式**

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項　**該当なし**

３　会計方針の変更　**該当なし**

４　表示方法の変更　**該当なし**

４－２　会計上の見積り

５　会計上の見積りの変更

６　誤謬の訂正

７　貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額　**該当なし**

８　損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

９　株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数　**普通株式　○○○○株**

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数　**普通株式　○○○○株**

(3) 剰余金の配当　**該当なし**

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

無し

１０　税効果会計

１１　リースにより使用する固定資産

１２　金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

１３　賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

１４　関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科目	期末残高（千円）

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

１５　一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

１６　重要な後発事象

１７　連結配当規制適用の有無

１７－２　収益認識関係

１７－３　国際最低課税額に対する法人税等

１８　その他　**該当なし**

記載要領

1　記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株　式　会　社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方式の変更	○	○	○	○
4－2　会計上の見積り	○	×	×	×
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2　収益認識関係	○	×	×	×
17－3　国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18　その他	○	○	○	○

【凡例】○･･･記載要、×･･･記載不要

2　注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3　記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6　注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注１　事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注２　重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

①　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な職務の内容

②　①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

③　①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

注４－２　次に掲げる事項を記載する。

(1)　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(2)　当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額

(3)　(2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　会社計算規則第２条第３項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該誤謬の内容

②　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注７

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。

(2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

(5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

(6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注８

(1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注９

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11　ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね１割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12　重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14　「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第４項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

①　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

②　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③　その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17　会社計算規則第158条第４号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17―２　会社が顧客の契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げた事項が注２の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注17―３　法人税、住民税及び事業税の金額に、当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（本表において「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額を含めて表示する場合に、当該金額を記載する（重要性の乏しいものを除く。）。

注18　注１から注17―３までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）　（用紙Ａ４）

附　属　明　細　表

令和　○　年３月３１日現在

１　完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
○　○　省	千円 10,500,000
A　建　設	4,300,000
B　不　動　産	3,100,000
そ　の　他	9,800,000
計	27,700,000

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円 35,000,000
前期以前計上分	4,000,000
計	39,000,000

２　短期貸付金明細表

相手先	金額
A　不　動　産	千円 1,500,000
B　開　発　工　業	950,000
計	2,450,000

３　長期貸付金明細表

相手先	金額
A　組　合	千円 3,500,000
B　不　動　産	1,750,000
そ　の　他	3,430,000
計	8,680,000

４　関係会社貸付金明細表

（単位　千円）

	関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要		
						使途	担保	返済期限
短期貸付金	A　興　業	500,000	－	500,000	－	運転資金	なし	令和○年○月
	B開発興業	－	150,000	－	150,000	設備資金	土地	令和○年○月
	小　計	500,000	150,000	500,000	150,000	－	－	－
長期貸付金	A　建　物	350,000	230,000	140,000	440,000	設備資金	土地	令和○年○月
	B解体工事	80,000	130,000	110,000	100,000	長期運転	なし	令和○年○月
	小　計	430,000	360,000	250,000	540,000	－	－	－
計		930,000	510,000	750,000	690,000	－	－	－

５　関係会社有価証券明細表

株式	銘柄	一株の金額（円）	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数（株）	取得価額（千円）	貸借対照表計上額（千円）	株式数（株）	金額（千円）	株式数（株）	金額（千円）	株式数（株）	取得価額（千円）	貸借対照表計上額（千円）	
	A工務店	500	100,000	50,000	50,000	－	－	20,000	10,000	80,000	40,000	40,000	子会社
	B解体工事	50,000	2,000	100,000	100,000	800	40,000	－	－	2,800	140,000	140,000	〃
	計	－	102,000	150,000	150,000	800	40,000	20,000	10,000	82,800	180,000	180,000	－

	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
社債	A興業	15,000	15,000	－	－	15,000	15,000	子会社
	B開発興業	13,500	13,500	－	5,000	8,500	8,500	〃
	計	28,500	28,500	－	5,000	23,500	23,500	－
その他の有価証券	A不動産	8,500	8,500	－	－	8,500	8,500	関連会社
	Bビル	7,000	7,000	－	3,000	4,000	4,000	〃
	計	15,500	15,500	－	3,000	12,500	12,500	－

６　関係会社出資金明細表

（単位　千円）

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
A　建　築	450,000	－	－	450,000	子会社
B開発興業	230,000	－	－	230,000	〃
計	680,000	－	－	680,000	－

７　短期借入金明細表

（単位　千円）

借入先	金額	返済期日	摘要	
			使途	担保
A　銀　行	1,500,000	令和○年○月○日	運転	なし
B　銀　行	800,000	令和○年○月○日	〃	〃
計	2,300,000	－	－	－

８　長期借入金明細表

（単位　千円）

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要		
A　銀　行	(100,000) 500,000	(50,000) 250,000	100,000	(150,000) 650,000	長期運転	土地	令和○年○月
B　銀　行	(70,000) 350,000	－	70,000	(70,000) 280,000	〃	〃	令和○年○月
C　銀　行	－	(50,000) 150,000	－	(50,000) 150,000	〃	なし	令和○年○月
計	(170,000) 850,000	(100,000) 400,000	170,000	(270,000) 1,080,000	－	－	－

9　関係会社借入金明細表　（単位　千円）

	関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要		
						使途	担保	返済期限
短期借入金	A 不 動 産	400,000	－	400,000	－	運転資金	なし	令和○年○月
	B 建 築	250,000	100,000	250,000	100,000	〃	〃	令和○年○月
	C 興 業	－	130,000	－	130,000	運転資金	〃	令和○年○月
	小 計	650,000	230,000	650,000	230,000	－	－	－
長期借入金	A 開 発 興 業	320,000	270,000	110,000	480,000	長期運転	なし	令和○年○月
	B 工 務 店	170,000	－	60,000	110,000	〃	〃	令和○年○月
	C 倶 楽 部	90,000	120,000	30,000	180,000	設備資金	〃	
	小 計	580,000	390,000	200,000	770,000	－	－	－
計		1,230,000	620,000	850,000	1,000,000	－	－	－

10　保証債務明細表　（単位　千円）

相　手　先	金　額
A開発	6,800,000
B不動産	4,300,000
Cリース	3,100,000
計	14,200,000

記載要領

第１　一般的事項

１　「親会社」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める会社をいう。

２　「関連会社」とは、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 19 号に定める会社をいう。

３　「関係会社」とは、会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に定める会社をいう。

４　証券取引法第 24 条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の４、５、６及び９の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。

５　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
　ただし、会社法第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第２　個別事項

１　完成工事未収入金の詳細

(1)　別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　滞留状況については、当期計上分（１年未満）及び前期以前計上分（１年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

２　短期貸付金明細表

(1)　貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

３　長期貸付金明細表

(1)　貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

４　関係会社貸付金明細表

(1)　貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び

返済期限について要約して記載することができる。

5　関係会社有価証券明細表

(1)　貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。

(3)　社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。

(4)　取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第 17 号の 2 による注記表（以下単に「注記表」という。）の２により記載されている場合には、その記載を省略することができる。

(5)　当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(6)　一の会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の 100 分の 5 を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び資本の合計額が 100 分の 5 を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の 100 分の 20 を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

(7)　株式のうち、会社法第 308 条第 1 項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6　関係会社出資金明細表

(1)　貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　出資金額の重要なものについては、出資の条件（１口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。

(3)　本表に記載されている会社であって、第２の５の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7　短期借入金明細表

(1)　貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

(2)　設備資金と運転資金に分けて記載すること。

(3)　摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8　長期借入金明細表

(1)　貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

(2)　契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

(3)　摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後３年間における１年ごとの返済予定額を注記すること。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9　関係会社借入金明細表

(1)　貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　短期借入金については、第２の７の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第２の８の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10　保証債務明細表

(1)　注記表の３の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　注記表の３の(2)において、相手先及び相手先事の額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

（個　人）

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

貸　借　対　照　表

令和　○　年１２月３１日現在

（商号又は名称）　鈴木商店

資　産　の　部

		千円
Ⅰ　流　動　資　産		
現金預金		11,147
受取手形		2,916
完成工事未収入金		2,927
有価証券		400
未成工事支出金		3,494
材料貯蔵品		2,700
その他		
貸倒引当金	△	
流動資産合計		23,915
Ⅱ　固　定　資　産		
建物・構築物		415
機械・運搬具		5,115
工具器具・備品		1,559
土地		3,085
建設仮勘定		
破産債権、更生債権等		
その他		
固定資産合計		10,175
資産合計		34,090

負　債　の　部

Ⅰ　流　動　負　債		
支払手形		2,012
工事未払金		2,724
短期借入金		2,735
未払金		1,342
未成工事受入金		1,911
預り金		48
引当金		
その他		168
流動負債合計		11,353
Ⅱ　固　定　負　債		
長期借入金		5,625
その他		
固定負債合計		5,625
負債合計		16,979

純　資　産　の　部

期首資本金		14,171
事業主借勘定		471
事業主貸勘定	△	2,434
事業主利益		4,903
純資産合計		17,111
負債純資産合計		34,090

注　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜処理方式

記載要領

１　貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。

２　下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金　―　前期末の資本合計

事業主借勘定　―　事業主が事業外資金から事業のために借りたもの

事業主貸勘定　―　事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの

事業主利益（事業主損失）―　損益計算書の事業主利益（事業主損失）

３　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

４　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

５　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

６　流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

７　記載要領６は、負債の部の記載に準用ずる。

８　「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。

９　注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。

ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

損益計算書

自　令和　○　年　1月　1日
至　令和　○　年１２月３１日

（商号又は名称）　鈴木商店

千円

Ⅰ　完成工事高		70,832
Ⅱ　完成工事原価		
材料費	17,636	
労務費	15,096	
（うち労務外注費　　）		
外注費	13,610	
経　費	14,422	60,785
完成工事総利益（完成工事総損失）		10,046
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	1,110	
退職金	887	
法定福利費	240	
福利厚生費	279	
維持修繕費	470	
事務用品費	214	
通信交通費	52	
動力用水光熱費	147	
広告宣伝費	91	
交際費	561	
寄付金		
地代家賃	149	
減価償却費	210	
租税公課	424	
保険料	137	
雑　費	206	5,182
営業利益（営業損失）		4,864
Ⅳ　営業外収益		
受取利息配当金	209	
その他	70	279
Ⅴ　営業外費用		
支払利息	240	
その他	70	240
事業主利益（事業主損失）		4,903

注　工事進行基準による「完成工事高」

記載要領

1　損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
2　「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
5　建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の 10 分の 1 を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
6　「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

第２０号　営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

営　業　の　沿　革

創業は事業（建設業以外の業を含む）を開始した年月日等を記入する。

創業以後の沿革	昭和 54 年 10 月 1 日	茨城建設株式会社（資本金1000万円） 創業
	平成元 年 9 月 15 日	つくば営業所開設
	6 年 4 月 1 日	資本金の増資（資本金　3000万円）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	昭和60 年 7 月 10 日	茨城建設株式会社　茨城県知事許可　特定　第 55555 号（土木、建築工事業）
	平成 3 年 9 月 1 日	業種追加（とび・土工工事業、板金工事業）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

新たな許可等の取得について時系列に記載する（更新のみの許可時は記載不要）。

建設業の最初の許可取得（登録）時を必ず記載する。

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。
※指名停止措置は行政処分ではないため記入不要

記載要領

1　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

2　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第２０号の２　所属建設業者団体

未加入の場合は「なし」と記入して提出する。

様式第二十号の二（第四条関係）

所　属　建　設　業　者　団　体

（用紙Ａ４）

団　体　の　名　称	所　属　年　月　日
なし 法第２７条の３７の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に届出を行っている団体（茨城県の場合、（一社）茨城県建設業協会、（一社）茨城県電設業協会、（一社）茨城県造園業協会、（一社）茨城県空調衛生工事業協会）を記載する。	

記載要領

「団体の名称」の欄には、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

第２０号の３　主要取引金融機関名

様式第二十号の三（第四条関係）　（用紙Ａ４）

主　要　取　引　金　融　機　関　名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	○○銀行××支店		

独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する。

記載要領

1　「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2　各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。

（例　○○銀行○○支店）

第２２号の２　変更届出書（第１面）

変更届に添付する書類等については別途確認のこと

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

該当する事項に○をつける。

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
（(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号　に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号　に規定する特定営業所技術者｝）
について変更があったので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

茨城県水戸市笠原町９７８－６
茨城建設株式会社
届出者　代表取締役　茨城　太郎

許可番号　項番 3 5　大臣知事コード 0 8　~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般 特 －0 2）第 0 5 5 5 5 5 号　許可年月日 令和 0 2 年 0 1 月 0 1 日

法人番号　3 6　5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

法人は法人番号を記載。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
資本金額	40,000 千円	50,000 千円	29.2.1	
役員の氏名	一	水戸　次郎	29.2.1	就任
従たる営業所の所在地	つくば営業所	つくば営業所		
	つくば市〇〇1-1	つくば市□□1000	29.2.1	

その他の記載事例については次ページ参照

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

変更のあった部分のみ記入する。

商号又は名称のフリガナ　3 7
商号又は名称　3 8
代表者又は個人の氏名のフリガナ　3 9
代表者又は個人の氏名　4 0
主たる営業所の所在地市区町村コード　4 1　都道府県名　市区町村名
主たる営業所の所在地　4 2
郵便番号　4 3　－　電話番号
資本金額又は出資総額　4 4　5 0 0 0 0 0（千円）

連絡先　所属等　総務課　氏名　水戸　花子　電話番号　029-301-0000
ファックス番号　029-301-0000

第２２号の２　変更届出書（第１面）※その他の記載事例

○　資本金を変更した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
資本金額	40,000千円	50,000千円	R○.○.○	増資

変更した事項を記載

○　新たに役員が就任した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
役員等	―	水戸　次郎	R○.○.○	取締役就任

○　従たる営業所の所在地を変更した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
従たる営業所の所在地	つくば市○○1－1	つくば市□□1000	R○.○.○	つくば営業所

変更した営業所名を記載

○　営業所を新設した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
営業所の新設	―	水戸営業所	R○.○.○	水戸営業所
建設業法施行令第３条に規定する使用人	―	建設　太郎	R○.○.○	水戸営業所
営業所技術者等	―	建設　太郎	R○.○.○	水戸営業所

○　営業所を廃止した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
営業所の廃止	笠原営業所	―	R○.○.○	笠原営業所
建設業法施行令第３条に規定する使用人	営業　次郎	―	R○.○.○	笠原営業所
営業所技術者等	営業　次郎	―	R○.○.○	笠原営業所

○　取締役（常勤役員等）が退任し、新たにこれまで役員ではなかった者が取締役（常勤役員等）に就任した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
役員等（常勤役員等の変更）	土木　一夫	―	R○.○.○	取締役退任・常勤役員等離任
役員等（常勤役員等の変更）	―	左官　達三	R○.○.○	取締役就任・常勤役員等就任

○　取締役（常勤役員等）が常勤役員等のみ退任し、これまで取締役だった者が新たに常勤役員等に就任、かつ当該常勤役員を直接補佐する者も就任した場

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
役員等（常勤役員等の変更	土木　一夫	土木　一夫	R○.○.○	常勤役員等離任
役員等（常勤役員等の変更	菅野　七三	菅野　七三	R○.○.○	常勤役員等就任
役員等（常勤役員等を直接に補佐する者の変更）	―	舗装　とび男	R○.○.○	

取締役で在任の為空欄にはしない

取締役で残る為空欄にしない

新任のため空欄

○　営業所の業種の追加と、これに伴い営業所技術者等の担当業種を変更した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R○.○.○	本店
	―	造園工事業	R○.○.○	本店
営業所技術者等	常陸　太郎（土）	常陸　太郎（土）	R○.○.○	本店

変更前の状態　変更後の状態

○　営業所の業種を廃止した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	R○.○.○	つくば営業所
	造園工事業	―	R○.○.○	つくば営業所
営業所技術者等	常陸　太郎（建　園）	常陸　太郎（建）	R○.○.○	つくば営業所

変更前の状態　変更後の状態

○　営業所の業種を廃止に伴い、営業所技術者等を削除した場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	R○.○.○	三の丸営業所
	造園工事業	―	R○.○.○	三の丸営業所
営業所技術者等	花園　孝（園）	―	R○.○.○	三の丸営業所

変更前の状態　変更後の状態

○　営業所技術者等を交代した場合　人員の交代のみで業種の変更なしの場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
営業所技術者等	常陸　太郎（園）	花園　孝（園）	R○.○.○	本店

○　営業所技術者等の担当業種のみを変更した場合　担当業種の変更のみで人員の交代なしの場合

届　出　事　項	変　更　前	変　更　後	変更年月日	備　考
営業所技術者等（担当業種の変更）	建設　花子（土・と・管）	建設　花子（建・園）	R○.○.○	筑西営業所
営業所技術者等（担当業種の変更）	高芝　草夫（建・園）	高芝　草夫（土・と・管）	R○.○.○	筑西営業所

第２２号の２　変更届出書（第２面）

営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、従たる営業所の新設・廃止以外の場合、第二面の提出は不要

（第二面）

区　　分　［項番 81］［3 2］（2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止）

大臣知事コード

許可年月日

許可番号　［項番 82］［3 08］　国土交通大臣 茨城県知事 許可（般 特 －02）第［5 055555］［10］号　令和［11 02］年［13 01］月［15 01］日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

（主たる営業所）

営業しようとする建設業　［83］　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　［84］　フリガナ　ツクバエイギョウショ　つくば営業所

従たる営業所の所在地市区町村コード　［85］　都道府県名　市

従たる営業所の所在地　［86］　□□1000

郵便番号　［87］　305－9999　電話番号

営業しようとする建設業　［88］　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

従たる営業所の名称を変更する場合は、「３．従たる営業所の新設」により、変更後の名称で当該営業所を追加し、「４．従たる営業所の廃止」により、変更前の名称の営業所を廃止する。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　［84］　フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード　［85］　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　［86］

郵便番号　［87］　－　電話番号

営業しようとする建設業　［88］　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　［84］　フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード　［85］　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　［86］

郵便番号　［87］　－　電話番号

営業しようとする建設業　［88］　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

記載要領

1 (1)から(8)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

2 「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」、及び「般／特」については不要のものを消すこと。

3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばＡ 建設工業のように左詰めで記入すること。

5 3 5「許可番号」の欄の「大臣／知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 3 6「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第 15 項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。

8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。

9 届出の内容が、経営業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。

10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。

11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に置かれる法第７条第２号又は第 15 条第２号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

12 3 7「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

13 3 8「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 （株） A 建 設
B 建 設 （有） □)

種類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

14 3 9「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

15 4 0「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。

16 4 1「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

０８２０１	水戸市
０８２０２	日立市
０８２０３	土浦市
０８２０４	古河市
０８２０５	石岡市
０８２０７	結城市
０８２０８	龍ヶ崎市
０８２１０	下妻市
０８２１１	常総市
０８２１２	常陸太田市
０８２１４	高萩市
０８２１５	北茨城市
０８２１６	笠間市
０８２１７	取手市
０８２１９	牛久市
０８２２０	つくば市

０８２２１	ひたちなか市
０８２２２	鹿嶋市
０８２２３	潮来市
０８２２４	守谷市
０８２２５	常陸大宮市
０８２２６	那珂市
０８２２７	筑西市
０８２２８	坂東市
０８２２９	稲敷市
０８２３０	かすみがうら市
０８２３１	桜川市
０８２３２	神栖市
０８２３３	行方市
０８２３４	鉾田市
０８２３５	つくばみらい市
０８２３６	小美玉市

東　茨　城　郡	
０８３０２	茨城町
０８３０９	大洗町
０８３１０	城里町

那　珂　郡	
０８３４１	東海村

久　慈　郡	
０８３６４	大子町

稲　敷　郡	
０８４４２	美浦村
０８４４３	阿見町
０８４４７	河内町

結　城　郡	
０８５２１	八千代町

猿　島　郡	
０８５４２	五霞町
０８５４６	境町

北　相　馬　郡	
０８５６４	利根町

17 4 2「主たる営業所の所在地」及び8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 － 1 － 1 3 のように記入すること。

18 4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 － 5 2 5 3 － 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

19 4 4「資本金額の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 8 1区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2.営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・
既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
「3.従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
「4.従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3.従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4.従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

23 届出の内容が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、8 4「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

第２２号の３　届出書

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 8

届　　出　　書

該当する理由に○をつける。

下記のとおり、
（１）　建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなつた
（２）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた
（３）　営業所技術者等を削除した
（４）　欠格要件に該当するに至つた
ので届出をします。

令和　○　年　○　月　○　日

~~一地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県　知事　殿

届出者　茨城県水戸市笠原町９７８－６
茨城建設株式会社
代表取締役　茨城　太郎

許可番号　項番 5 1　大臣 知事 コード 0 8　~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般 特 －0 1）第 0 5 5 5 5 5 号　許可年月日 令和 0 2 年 0 1 月 0 1 日

記

(1)　建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなつた場合

氏名　5 2　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日　年　月　日

該当するものに○をつける。

(2)　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなつた場合
(3)　営業所技術者等を削除した場合

氏名　5 3　田 山 敏　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日 S 2 9 年 1 0 月 2 2 日

営業所の名称　日立営業所　建設工事の種類　機

氏名　5 3　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日　年　月　日

営業所の名称　　建設工事の種類

氏名　5 3　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日　年　月　日

営業所の名称　　建設工事の種類

(4)　建設業法第８条第１号及び第７号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

記載要領

1　この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

(1) 法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなった場合
　この場合、「(1)」を○で囲むとともに、5 2「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。

(2) 法第７条第２号又は法第 15 条第２号に掲げる基準を満たさなくなった場合
　この場合、「(2)」を○で囲むとともに、5 3「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。

(3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合
　この場合、「(3)」を○で囲むとともに、5 3「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。

(4) 法第８条第１号及び第７号から第 14 号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
　この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。

2　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」、及び「般／特」については不要のものを消すこと。

3　「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　5 1「許可番号」の欄の「大臣／知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

　また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

　なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　5 2及び5 3「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

　また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

7　「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

別紙８　変更届出書

変　更　届　出　書

令和　○　年　○　月○　日
許可年月日　令和　02　年　01　月　01　日

~~地方整備局長~~
茨城県　知事　殿

許可番号　~~国土交通大臣~~
茨城県　知事　許可(般－01)第　055555　号

法人は法人番号を記載する。

法人番号　5555555555555

所　在　地　茨城県水戸市笠原町９７８－６
商号又は名称　茨城建設株式会社
代表者氏名　代表取締役　茨城　太郎

事業年度（第 25 期　令和　○　年　○月　○日から　令和　○年　○　月　○日まで）が終了したので，別添のとおり，下記の書類を提出します。

記

(1)工事経歴書　(2)工事施工金額　(3)貸借対照表及び損益計算書　(4)株主資本等変動計算書及び注記表
(5)事業報告書　(6)附属明細表　(7)法人税納付済額証明書　(8)所得税納付済額証明書
(9)事業税納付済額証明書　(10)使用人数　(11)建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表
(12)定款　(13)健康保険等の加入状況

特例有限会社を除く株式会社の場合

資本金が１億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が２００億円以上の株式会社の場合

(10)～(13)は、変更があった場合提出が必要。
ただし、（13）は、従業員数のみ変更の場合のみ提出可能。
それ以外の内容に変更が生じた場合は２週間以内に提出が必要。

記載要領

1．「地方整備局長　「国土交通大臣
知事」，　知事」　については，不要のものを消すこと。

2．(1)から(13)までの事項については，該当するものの番号を○でかこむこと。

第２２号の４　廃業届

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）
00009

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~一地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

届出者　茨城県水戸市笠原町９７８－６
茨城建設株式会社
代表取締役　茨城　太郎

届出の区分　項番 54　3 2　（1．全部の業種の廃業　2．一部の業種の廃業）

一部廃業の場合は、
・営業所技術者等の変更届（様式第８号）、
　又は届出書（様式第２２号の３）
・変更届出書（様式第２２号の２）
を同時に提出する。

許可番号　55　3 08　~~大臣~~ 知事コード　~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般 特－01）第 055555 号　許可年月日 11 02 年 13 01 月 15 01 日

記

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
廃止した建設業	56																							1							（1．一般　2．特定）
届出時に許可を受けている建設業	57	2	2			2										1					2			1						2	

行政庁側記入欄整理区分	58	3
決裁年月日	59	令和 3 年 5 月 7 日

【備考】

廃業等の年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
廃業等の理由	（1）　許可に係る建設業者が死亡したため
	（2）　法人が合併により消滅したため
	（3）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
	（4）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
	（5）　許可を受けた建設業を廃止したため

該当するものを○で囲む

記載要領

1 「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」、及び「般／特」については不要のものを消すこと。

2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4 [5][4]「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

5 [5][5]「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [5][6]「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

7 [5][7]「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、６と同じ要領で記入すること。

8 太線の枠内には記入しないこと。

9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

別紙６－１　経営業務を補佐した経験の認定に関する調書
※11 頁要件③で申請する場合に添付すること

別紙６-1

経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務を補佐した経験の認定に関する調書

1　認定を受ける者の氏名	茨城　次郎	生年月日	M・T・(S)・H・R　45年　1月　1日
2　経営業務の管理責任者になろうとする法人の名称	茨城建設（株）		
3　２の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	(1.)新規　2.許可換え　3.般・特新規　4.業種追加　5.経営業務の管理責任者の変更 現在受けている許可　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特－　）第　　号		
4　経営業務の管理責任者となつて許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・(管)・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・(機)・絶・通・(園)・井・具・水・消・清・(解)		

5　認定しようとする経験（その　　）　(注)この項目は、認定する経験が２法人以上の場合は、法人ごと記載する。

(1)　認定しようとする経験を積んだ法人の名称　茨城建設（株）

(2)　(1)の法人の受けている建設業の許可

①　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　　月　　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

②　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　　月　　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

③　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　　月　　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

認定する業者が建設業の許可を有している場合のみ記入

(3)　準ずる地位に認定する役職名　　通算年数（①＋②＋③）　6　年　0　月

①　○○営業所長　　（S・(H)・R　25年　4月　1日～S・H・R　30年 3月 31日）
②　　（S・H・R　　年　　月　　日～S・H・R　　年　　月　　日）
③　　（S・H・R　　年　　月　　日～S・H・R 31年　　月　　日）

(4)　(3)の役職の主な職務内容

※建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約締結等経営業務全般に関する業務について、具体的に職務の内容を記載してください。

(5)　認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)

①　組織図（レ）　その他（　　）

②　業務分掌規程（レ）　稟議書※（　）　その他（　　）

③　定款（レ）　執行役員規程（　）　執行役員職務職務分掌規程（　）　取締役会規則（　）
取締役就業規則（　）　取締役会の議事録（　）　その他（　　）

④　人事発令書（レ）　その他（　　）

※　経営業務を補佐した経験の場合
(注)　１．認定の基礎とした資料の（　）内に「レ」を記入する。
２．その他は、具体的な資料名等を記入する。

6　備　　考

7　認定の可否	認定・否認定	決裁日	令和　　年　　月　　日	担当者	

記入しない

別紙６－２　常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書
※11 頁要件④（１）で申請する場合に添付すること

別紙６-2

常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書

1　認定を受ける者の氏名	茨城　次郎	生年月日	M・T・(S)・H・R　45年　1月　1日
2　常勤役員等になろうとする法人の名称	茨城建設（株）		
3　２の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	(1.)新規　2.許可換え　3.般・特新規　4.業種追加　5.常勤役員等の変更 現在受けている許可　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特－　）第　　号		
4　常勤役員等となつて許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・(管)・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・(機)・絶・通・(園)・井・具・水・消・清・(解)		

5　認定しようとする経験（その　　）　(注)この項目は、認定する経験が２法人以上の場合は、法人ごと記載する。

(1)　認定しようとする経験を積んだ法人の名称　茨城建設（株）

(2)　(1)の法人の受けている建設業の許可

①　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

②　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

③　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

認定する業者が建設業の許可を有している場合のみ記入

(3)　役員等に次ぐ職制上の地位にあることを認定する役職名　　通算年数（①＋②＋③）　3年　0　月

①〇〇営業所長　（S・(H)・R　26年　4月　1日～S・(H)・R　29年　3月　31日）
②　（S・H・R　年　月　日～S・H・R　年　月　日）
③　（S・H・R　年　月　日～S・H・R　年　月　日）

(4)　(3)の役職の主な職務内容

※財務管理の業務経験（建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなど）、労務管理の業務経験（社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続き）、業務運営の業務経験（会社の経営方針や運営方針を策定、実施）について、具体的に職務の内容を記載してください。

(5)　認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)

①　組織図（レ）　その他（　　）

②　業務分掌規程（レ）　稟議書※（　）　その他（　　）

③　定款（レ）　執行役員規程（　）　執行役員職務職務分掌規程（　）　取締役会規則（　）
取締役就業規則（　）　取締役会の議事録（　）　その他（　　）

④　人事発令書（レ）　その他（　　）

※　経営業務を補佐した経験の場合
(注)　１．認定の基礎とした資料の（　）内に「レ」を記入する。
２．その他は、具体的な資料名等を記入する。

6　備　　考

7　認定の可否	認定・否認定	決裁日	令和　　年　　月　　日	担当者	

記入しない

別紙６－３　常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書
※11 頁要件④で申請する場合に添付すること

別紙６-3

常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書

1　認定を受ける者の氏名	茨城　三郎	生年月日	M・T・(S) H・R	48年　1月　1日
2　常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする法人の名称	茨城建設（株）			
3　２の会社の許可申請の区分等及び許可年月日	(1.)新規　2.許可換え　3.般・特新規　4.業種追加　5.常勤役員等又は補佐する者の変更 現在受けている許可　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特－　）第　　号			
4　常勤役員等を直接に補佐する者となって許可を受けようとする建設業の種類	土・建・大・左・と・石・屋・電・(管)・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・(機)・絶・通・(園)・井・具・水・消・清・(解)			

5　認定しようとする経験（その　　）　(注)この項目は、認定する経験が２法人以上の場合は、法人ごと記載する。

(1)　認定しようとする経験を積んだ法人の名称　茨城建設（株）

(2)　(1)の法人の受けている建設業の許可

①　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

②　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

③　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

認定する業者が建設業の許可を有している場合のみ記入

(3)　補佐する者に認定する役職名　　通算年数（①＋②＋③）　15　年　0　月

①財務部長　（S・(H)・R　13年　4月　1日～S・(H)・R　18年　3月　31日）
②総務部長　（S・(H)・R　18年　4月　1日～S・(H)・R　23年　3月　31日）
③建設部長　（S・(H)・R　23年　4月　1日～S・(H)・R　28年　3月　31日）

(4)　(3)の役職の主な職務内容

※財務管理の業務経験（建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなど）、労務管理の業務経験（社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続き）、業務運営の業務経験（会社の経営方針や運営方針を策定、実施）について、具体的に職務の内容を記載してください。

(5)　認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)

①　組織図（レ）　その他（　　）

②　業務分掌規程（レ）　稟議書※（　）　その他（　　）

③　定款（レ）　執行役員規程（　）　執行役員職務職務分掌規程（　）　取締役会規則（　）
取締役就業規則（　）　取締役会の議事録（　）　その他（　　）

④　人事発令書（レ）　その他（　　）

※　経営業務を補佐した経験の場合
(注)　１．認定の基礎とした資料の（　）内に「レ」を記入する。
２．その他は、具体的な資料名等を記入する。

6　備　　考

7　認定の可否	認定・否認定	決裁日	令和　　年　　月　　日	担当者	

記入しない

（新設）

診　断　書　作　成　例

氏名　　男・女

年　　月　　日生（　　歳）

住所

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

１．各種検査

長谷川式認知症スケール（□　　点（　　年　　月　　日実施）　□　実施不可）

ＭＭＳＥ　　（□　　点（　　年　　月　　日実施）　□　実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

□　あり　⇒（□　部分的にみられる　　□　全体的にみられる　　□　著しい　　□　未実施）

□　なし

知能検査

その他

２．短期間内に回復する可能性

□　回復する可能性は高い　　□　回復する可能性は低い　　□　分からない

（特記事項）

３．判断能力について

（１）見当識の障害の有無

□　あり　⇒（□　まれに障害がみられる　　□　障害がみられるときが多い

□　障害が高度）

□　なし

（　　）

（２）他人との意思疎通の障害の有無

□　あり　⇒（□　意思疎通ができないときもある　　□　意思疎通ができないときが多い

□　意思疎通ができない）

□　なし

（　　）

（３）理解力・判断力の障害の有無

□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　　□　問題があり程度は重い

□　問題が顕著）

□　なし

（　　）

（４）記憶力の障害の有無

□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　　□　問題があり程度は重い

□　問題が顕著）

□　なし

（５）その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載）

（　　）

参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

年　　月　　日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

◎健康保険等の被保険者証の写しを提出する場合の留意事項

個人情報保護の観点から医療保険の被保険者証の写しについては、下記を参考に保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で提出願います。

1　健康保険被保険者証の写しを提出する場合

枠の箇所にマスキング
（黒く塗りつぶす等）を施す

2　後期高齢者医療被保険者証の写しを提出する場合

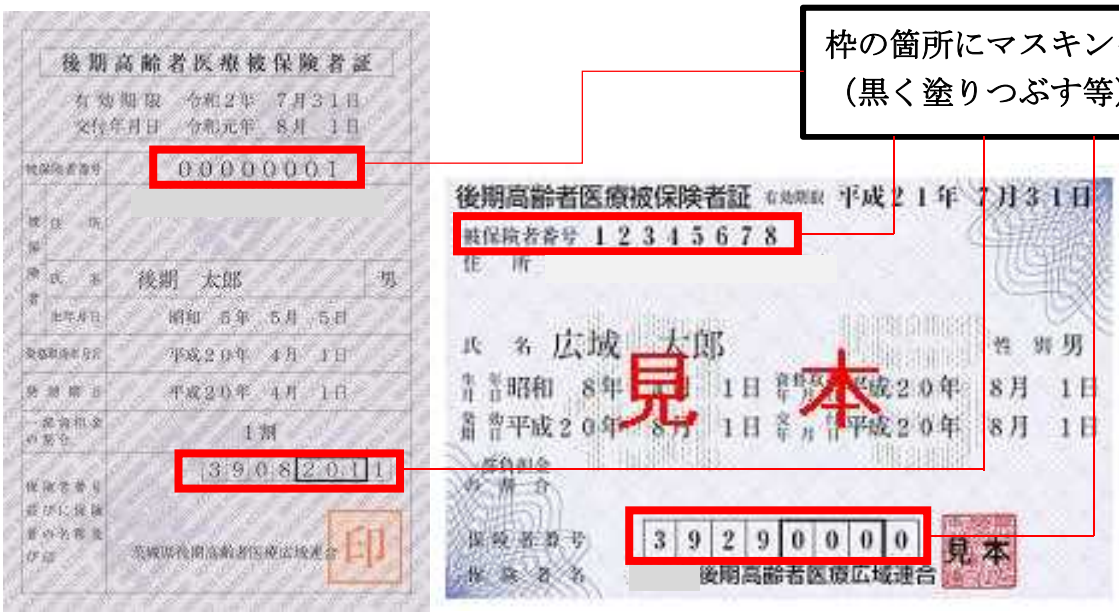

枠の箇所にマスキング
（黒く塗りつぶす等）を施す

メ　モ

別表（１）

００	国土交通大臣	１２	千葉県知事	２４	三重県知事	３６	徳島県知事
０１	北海道知事	１３	東京都知事	２５	滋賀県知事	３７	香川県知事
０２	青森県知事	１４	神奈川県知事	２６	京都府知事	３８	愛媛県知事
０３	岩手県知事	１５	新潟県知事	２７	大阪府知事	３９	高知県知事
０４	宮城県知事	１６	富山県知事	２８	兵庫県知事	４０	福岡県知事
０５	秋田県知事	１７	石川県知事	２９	奈良県知事	４１	佐賀県知事
０６	山形県知事	１８	福井県知事	３０	和歌山県知事	４２	長崎県知事
０７	福島県知事	１９	山梨県知事	３１	鳥取県知事	４３	熊本県知事
０８	茨城県知事	２０	長野県知事	３２	島根県知事	４４	大分県知事
０９	栃木県知事	２１	岐阜県知事	３３	岡山県知事	４５	宮崎県知事
１０	群馬県知事	２２	静岡県知事	３４	広島県知事	４６	鹿児島県知事
１１	埼玉県知事	２３	愛知県知事	３５	山口県知事	４７	沖縄県知事

別表（二）　有資格コード一覧〔一般建設業〕

「1」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）　「4」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）

「7」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）「7※」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）「7○」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

		コード	資格区分　【必要な実務経験年数※1】		建設業の種類																												
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		01	法第７条第２号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
		02	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	１級建設機械施工管理技士（注11）		7				7								7																
建設業法（技術検定）	合格証明書	12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）（注11）		7				7								7																
建設業法（技術検定）	合格証明書	13	１級土木施工管理技士（注６）		7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※			7※			7※		7		7※	7
建設業法（技術検定）	合格証明書	1H	１級土木施工管理技士補					7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
建設業法（技術検定）	合格証明書	14	２級土木施工管理技士	種別：土木（注６）	7			7○	7	7	7○			7○	7	7○	7	7			7○	7○			7○			7○		7		7○	7
建設業法（技術検定）	合格証明書	1J	２級土木施工管理技士補	種別：土　木				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
建設業法（技術検定）	合格証明書	15	２級土木施工管理技士	種別：鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7	7○			7○			7○		7○		7○	7○
建設業法（技術検定）	合格証明書	1K	２級土木施工管理技士補	種別：鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
建設業法（技術検定）	合格証明書	16	２級土木施工管理技士	種別：薬液注入				7○	7	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
建設業法（技術検定）	合格証明書	1L	２級土木施工管理技士補	種別：薬液注入				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
建設業法（技術検定）	合格証明書	20	１級建築施工管理技士（注６）			7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7※	7				7	7※		7※	7
建設業法（技術検定）	合格証明書	2C	１級建築施工管理技士補				7※	7※	7※	7※	7※			7※		7※			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※				7※	7※		7※	7※
建設業法（技術検定）	合格証明書	21	２級建築施工管理技士	種別：建築（注６）		7	7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○		7○	7
建設業法（技術検定）	合格証明書	22	２級建築施工管理技士	種別：躯体（注６）			7	7○	7	7○	7○			7	7	7			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○		7○	7
建設業法（技術検定）	合格証明書	23	２級建築施工管理技士	種別：仕　上　げ			7	7	7○	7	7			7		7○			7	7	7	7	7	7○	7				7	7○		7○	7○
建設業法（技術検定）	合格証明書	2D	２級建築施工管理技士補				7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○		7○	7○
建設業法（技術検定）	合格証明書	27	１級電気工事施工管理技士									7												7※									
建設業法（技術検定）	合格証明書	2E	１級電気工事施工管理技士補																					7※									
建設業法（技術検定）	合格証明書	28	２級電気工事施工管理技士									7												7○									
建設業法（技術検定）	合格証明書	2F	２級電気工事施工管理技士補																					7○									
建設業法（技術検定）	合格証明書	29	１級管工事施工管理技士										7			7※		7※	7※					7※	7※			7※	7※	7※		7※	
建設業法（技術検定）	合格証明書	2G	１級管工事施工管理技士補													7※		7※	7※					7※	7※			7※	7※	7※		7※	
建設業法（技術検定）	合格証明書	30	２級管工事施工管理技士										7			7○		7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○		7○	
建設業法（技術検定）	合格証明書	3A	２級管工事施工管理技士補													7○		7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○		7○	
建設業法（技術検定）	合格証明書	31	１級電気通信工事施工管理技士																							7							
建設業法（技術検定）	合格証明書	32	２級電気通信工事施工管理技士																							7							
建設業法（技術検定）	合格証明書	33	１級造園施工管理技士					7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※		7	7※		7※		7※	7※
建設業法（技術検定）	合格証明書	3D	１級造園施工管理技士補					7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
建設業法（技術検定）	合格証明書	34	２級造園施工管理技士					7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○		7	7○		7○		7○	7○
建設業法（技術検定）	合格証明書	3E	２級造園施工管理技士補					7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	免許証	37	１級建築士			7	7				7			7	7								7										
建築士法	免許証	38	２級建築士			7	7				7			7									7										
建築士法	免許証	39	木造建築士				7																										
技術士法	登録証	41	建設・総合技術監理（建設）（注７）		7				7			7					7	7									7						7
技術士法	登録証	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注７）		7				7			7			7		7	7									7						7
技術士法	登録証	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		7				7																								
技術士法	登録証	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									7														7							
技術士法	登録証	45	機械・総合技術監理（機械）																					7									
技術士法	登録証	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										7											7									
技術士法	登録証	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																	7			
技術士法	登録証	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										7															7		7			
技術士法	登録証	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7				7									7															
技術士法	登録証	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7						
技術士法	登録証	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7				7																		7						
技術士法	登録証	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										7																				
技術士法	登録証	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																	7			
技術士法	登録証	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																	7		7	
電気工事士法	免状	55	第１種電気工事士									7																					
電気工事士法	免状	56	第２種電気工事士	【3年】								7																					
電気事業法	免状	58	電気主任技術者　（第１種～第３種）	【5年】								7																					
電気通信事業法	資格者証	59	電気通信主任技術者	【5年】																						7							
電気通信事業法	資格者証	35	工事担任者（「第１級アナログ通信」及び「第１級デジタル通信」の両方、又は「総合通信」）（注１２）	【3年】																						7							
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者	【1年】									7																				
消防法	免状	68	甲種 消防設備士																												7		
消防法	免状	69	乙種 消防設備士																												7		
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

		コード	資格区分　　【必要な実務経験年数※1】	建設業の種類																								
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法（※2）	合格証書	71	建築大工		7																											
		64	型枠施工		7		7																									
		72	左官			7																										
		57	とび・とび工（注8）				7																									7
		73	コンクリート圧送施工				7																									
		66	ウェルポイント施工				7																									
		74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管									7																				
		75	給排水衛生設備配管									7																				
		76	配管（注1）・配管工									7																				
		70	建築板金「ダクト板金作業」							7		7						7														
		77	タイル張り・タイル張り工										7																			
		78	築炉・築炉工・ れんが積み										7																			
		79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7					7																			
		80	石工・石材施工・石積み					7																								
		81	鉄工（注2）・製罐（せいかん）											7																		
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												7																	
		83	工場板金															7														
		84	板金・建築板金・板金工（注4）							7								7														
		85	板金・板金工・打出し板金															7														
		86	かわらぶき・スレート施工							7																						
		87	ガラス施工																7													
		88	塗装（注9）・木工塗装・木工塗装工																	7												
		89	建築塗装・建築塗装工																	7												
		90	金属塗装・金属塗装工																	7												
		91	噴霧塗装																	7												
		67	路面標示施工																	7												
		92	畳製作 ・ 畳工																		7											
		93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																		7											
		94	熱絶縁施工																				7									
		95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7				
		96	造園																							7						
		97	防水施工																		7											
		98	さく井																									7				

※2 職業能力開発促進法による資格で専任技術者となる場合、等級区分が2級の方は、合格後3年以上の実務経験を要します。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は必要な実務経験が1年以上となります。

	コード	資格区分	【必要な実務経験年数※１】	建設業の種類																											
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	61	地すべり防止工事（地すべり防止工事士）	【１年】				７																				７					
	40	基礎ぐい工事（基礎施工士）					７																									
	62	建築設備士	【１年】							７	７																					
	63	計装（一級の計装士）	【１年】							７	７																					
	60	解体工事（解体工事施工技士）																														７
	３６	基幹技能者（注10）	種目 登録電気工事基幹技能者							７															７							
			登録橋梁基幹技能者				７							７																		
			登録造園基幹技能者																							７						
			登録コンクリート圧送基幹技能者				７																									
			登録防水基幹技能者																		７											
			登録トンネル基幹技能者				７																									
			登録建設塗装基幹技能者																	７												
			登録左官基幹技能者			７																										
			登録機械土工基幹技能者				７																									
			登録海上起重基幹技能者														７															
			登録ＰＣ基幹技能者				７								７																	
			登録鉄筋基幹技能者												７																	
			登録圧接基幹技能者												７																	
			登録型枠基幹技能者		７																											
			登録配管基幹技能者									７																				
			登録鳶・土工基幹技能者				７																									
			登録切断穿孔基幹技能者				７																									
			登録内装仕上工事基幹技能者																			７										
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									７				
			登録エクステリア基幹技能者				７	７				７																				
			登録ＡＬＣ基幹技能者									７																				
			登録建築板金基幹技能者						７									７														
			登録外壁仕上基幹技能者			７														７	７											
			登録ダクト基幹技能者									７																				
			登録保温保冷基幹技能者																					７								
			登録ウレタン断熱基幹技能者																					７								
			登録グラウト基幹技能者				７																									
			登録冷凍空調基幹技能者									７																				
			登録運動施設基幹技能者				７									７										７						
			登録基礎工基幹技能者				７																									
			登録タイル張り基幹技能者										７																			
			登録標識・路面標示基幹技能者				７													７												
			登録土工基幹技能者				７																									
			登録発破・破砕基幹技能者				７																									
			登録圧入工基幹技能者				７																									
			登録送電線工事基幹技能者				７			７																						
			登録消火設備基幹技能者																											７		
			登録建築大工基幹技能者		７																											
			登録建築測量基幹技能者		７																											
			登録硝子工事基幹技能者																７													
			登録さく井基幹技能者																								７					
			登録解体基幹技能者																													７
			登録あと施工アンカー基幹技能者				７																									
			登録計装基幹技能者							７	７											７		７								
			登録土質改良基幹技能者				７																									
			登録都市トンネル基幹技能者				７																									
			登録潜函基幹技能者				７																									
その他	９９	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当		７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※１：資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要になります。
（注１）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注２）鉄工：昭和４８年改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
（注３）鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
（注４）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
（注５）木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
（注６）平成２７年度までの合格者の場合、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注７）当面の間、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注８）２級の場合、解体工事業の配置技術者となるには、解体工事に係る３年以上の実務経験が必要になります。
（注９）塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
（注 10）建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了し、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合に認められます。（実務経験を有する建設業の種類について建設業法第２６条第１項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されている講習修了証が必要になります。）
（注１１）令和３年３月 31 日以前の合格者の場合「建設機械施工技士」といいます。
（注１２）令和３年４月１日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

別表（二）　有資格コード一覧〔特定建設業〕

「2」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「3」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「6」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「8※」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格 ＋ 実務経験３年 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「8○」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格 ＋ 実務経験５年 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「9」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

		コード	資格区分 【必要な実務経験年数※1】	建設業の種類																																		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		01	法第７条第2号　イ　該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2		2	2
		02	法第７条第２号　ロ　該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5		5	5
		03	法第１５条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3		3										3						
		04	法第１５条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	１級建設機械施工管理技士（注11）	9				9								9																
		12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）（注11）					8																								
		13	１級土木施工管理技士（注6）	9			8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9			9	8※			8※			8※		9		8※	9
		1H	１級土木施工管理技士補				8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
		14	２級土木施工管理技士　種別　土木（注6）				8○	8	8	8○			8○		8○		8			8○	8○			8○			8○		8		8○	8
		1J	２級土木施工管理技士補　種別　土　木				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
		15	２級土木施工管理技士　種別　鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8	8○			8○			8○		8○		8○	8○
		1K	２級土木施工管理技士補　種別　鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
		16	２級土木施工管理技士　種別　薬 液 注 入				8○	8	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
		1L	２級土木施工管理技士補　種別　薬 液 注 入				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
		20	１級建築施工管理技士（注6）		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8※	9				9	8※		8※	9
		2C	１級建築施工管理技士補			8※	8※	8※	8※	8※			8※		8※			8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※				8※	8※		8※	8※
		21	２級建築施工管理技士　種別　建築（注６）			8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○		8○	8
		22	２級建築施工管理技士　種別　躯体（注６）			8	8○	8	8○	8○			8		8			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○		8○	8
		23	２級建築施工管理技士　種別　仕　上　げ			8	8	8○	8	8			8		8○			8	8	8	8	8	8○	8				8	8○		8○	8○
		2D	２級建築施工管理技士補			8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○		8○	8○
		27	１級電気工事施工管理技士								9												8※									
		2E	１級電気工事施工管理技士補																				8※									
		28	２級電気工事施工管理技士																				8○									
		2F	２級電気工事施工管理技士補																				8○									
		29	１級管工事施工管理技士									9			8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※		8※	
		2G	１級管工事施工管理技士補												8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※		8※	
		30	２級管工事施工管理技士												8○		8○	8○					8○	8○			8○	8○	8○		8○	
		3A	２級管工事施工管理技士補												8○		8○	8○					8○	8○			8○	8○	8○		8○	
		31	１級電気通信工事施工管理技士																						9							
		32	２級電気通信工事施工管理技士																						8							
		33	１級造園施工管理技士				8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※		9	8※		8※		8※	8※
		3D	１級造園施工管理技士補				8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
		34	２級造園施工管理技士				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
		3E	２級造園施工管理技士補				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	免許証	37	１級建築士		9	9				9			9	9								9										
		38	２級建築士			8				8			8									8										
		39	木造建築士			8																										
技術士法	登録証	41	建設 ・ 総合技術監理（建設）（注７）	9				9			9					9	9									9						9
		42	建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びコンクリート」 ） （注7）	9				9			9			9		9	9									9						9
		43	農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」 ）	9				9																								
		44	電気電子 ・ 総合技術監理 （電気電子）								9														9							
		45	機械 ・ 総合技術監理 （機械）																				9									
		46	機械 「流体工学」又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 （機械 「流体工学」又は「熱工学」）									9											9									
		47	上下水道 ・ 総合技術監理 （上下水道）									9																	9			
		48	上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 （上下水道 「上水道及び工業用水道」）									9															9		9			
		49	水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」 ）	9				9									9															
		50	森林 「林業」 ・ 総合技術監理 （森林 「林業」）																							9						
		51	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」）	9				9																		9						
		52	衛生工学 ・ 総合技術監理 （衛生工学）									9																				
		53	衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「水質管理」）									9																	9			
		54	衛生工学 「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「廃棄物管理」）									9																	9		9	
電気工事士法	免状	55	第１種電気工事士																													
		56	第２種電気工事士　【3年】																													
電気事業法	免状	58	電気主任技術者　（第１種～第３種）　【5年】																													
電気通信事業法	資格者証	59	電気通信主任技術者　【5年】																						8							
		35	工事担任者（「第１級アナログ通信」及び「第１級デジタル通信」の両方、又は「総合通信」）（注１２）　【3年】																						8							
水　道　法	免状	65	給水装置工事主任技術者　【1年】																													
消　防　法	免状	68	甲種 消防設備士																											8		
		69	乙種 消防設備士																											8		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清

特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

		コード	資格区分　　【必要な実務経験年数※1】	建設業の種類																								
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法（※2）	合格証書	７１	建築大工			８																										
		６４	型枠施工			８		８																								
		７２	左官				８																									
		５７	とび・とび工（注８）					８																								８
		７３	コンクリート圧送施工					８																								
		６６	ウェルポイント施工					８																								
		７４	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管																													
		７５	給排水衛生設備配管																													
		７６	配管（注１）・配管工																													
		７０	建築板金「ダクト板金作業」							８								８														
		７７	タイル張り・タイル張り工										８																			
		７８	築炉・築炉工・ れんが積み										８																			
		７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						８				８																			
		８０	石工・石材施工・石積み						８																							
		８１	鉄工（注２）・製罐（せいかん）																													
		８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												８																	
		８３	工場板金															８														
		８４	板金・建築板金・板金工（注４）							８								８														
		８５	板金・板金工・打出し板金															８														
		８６	かわらぶき・スレート施工							８																						
		８７	ガラス施工																８													
		８８	塗装（注９）・木工塗装・木工塗装工																	８												
		８９	建築塗装・建築塗装工																	８												
		９０	金属塗装・金属塗装工																	８												
		９１	噴霧塗装																	８												
		６７	路面標示施工																	８												
		９２	畳製作 ・ 畳工																			８										
		９３	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			８										
		９４	熱絶縁施工																					８								
		９５	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									８				
		９６	造園																													
		９７	防水施工																		８											
		９８	さく井																								８					

※2 職業能力開発促進法による資格で専任技術者となる場合、等級区分が2級の方は、合格後3年以上の実務経験を要します。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は必要な実務経験が1年以上となります。

特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

	コード	資格区分	【必要な実務経験年数※１】	建設業の種類																								
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	61	地すべり防止工事（地すべり防止工事士）	【１年】				8																				8					
	40	基礎ぐい工事（基礎施工士）					8																									
	62	建築設備士	【１年】																													
	63	計装（一級の計装士）	【１年】																													
	60	解体工事（解体工事施工技士）																														8
			登録電気工事基幹技能者																						8							
			登録橋梁基幹技能者				8																									
			登録造園基幹技能者																													
			登録コンクリート圧送基幹技能者				8																									
			登録防水基幹技能者																		8											
			登録トンネル基幹技能者				8																									
			登録建設塗装基幹技能者																	8												
			登録左官基幹技能者			8																										
			登録機械土工基幹技能者				8																									
			登録海上起重基幹技能者														8															
			登録ＰＣ基幹技能者				8								8																	
			登録鉄筋基幹技能者												8																	
			登録圧接基幹技能者												8																	
			登録型枠基幹技能者			8																										
			登録配管基幹技能者																													
			登録鳶・土工基幹技能者				8																									
			登録切断穿孔基幹技能者				8																									
			登録内装仕上工事基幹技能者																			8										
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																								8					
			登録エクステリア基幹技能者				8	8				8																				
			登録ＡＬＣ基幹技能者									8																				
			登録建築板金基幹技能者						8								8															
			登録外壁仕上基幹技能者			8													8	8												
	36	基幹技能者（注10） 種目	登録ダクト基幹技能者																													
			登録保温保冷基幹技能者																					8								
			登録ウレタン断熱基幹技能者																					8								
			登録グラウト基幹技能者				8																									
			登録冷凍空調基幹技能者																													
			登録運動施設基幹技能者				8																									
			登録基礎工基幹技能者				8																									
			登録タイル張り基幹技能者									8																				
			登録標識・路面標示基幹技能者				8													8												
			登録土工基幹技能者				8																									
			登録発破・破砕基幹技能者				8																									
			登録圧入工基幹技能者				8																									
			登録送電線工事基幹技能者				8				8																					
			登録消火設備基幹技能者																											8		
			登録建築大工基幹技能者			8																										
			登録建築測量基幹技能者			8																										
			登録硝子工事基幹技能者																8													
			登録さく井基幹技能者																								8					
			登録解体基幹技能者																													8
			登録あと施工アンカー基幹技能者				8																									
			登録計装基幹技能者								8	8											8		8							
			登録土質改良基幹技能者				8																									
			登録都市トンネル基幹技能者				8																									
			登録潜函基幹技能者				8																									
その他	99	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当				8	8	8	8	8			8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※１：資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要になります。
（注１）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注２）鉄工：昭和４８年改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
（注３）鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
（注４）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
（注５）木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
（注６）平成２７年度までの合格者の場合、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注７）当面の間、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注８）２級の場合、解体工事業の配置技術者となるには、解体工事に係る３年以上の実務経験が必要になります。
（注９）塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
（注 10）建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了し、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合に認められます。（実務経験を有する建設業の種類について建設業法第２６条第１項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されている講習修了証が必要になります。）
（注１１）令和３年３月31 日以前の合格者の場合「建設機械施工技士」といいます。
（注１２）令和３年４月１日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。